# 普通火災保険約款(一般物件用)

普诵保険約款 特約

2021年7月改定

# ▶ 現代海上火災保険株式会社

## ご契約の皆様へ

このたびは当社の普通火災保険をご契約いただき、ありがとうございます。保険証券がで き上がりましたのでお届けいたします。念のためご契約内容をお確かめいただき、期間終 了まで大切に保存なさってください。

万一、記載事項が事実と相違している場合またはご不明の点がございましたら扱代理店ま たは最寄りの当社支店へご照会ください。

日本支社 T 100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階

大阪事務所 T 542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7階

**☎**(03)5962-9500 20(06)6245-5447

	次 ————————————————————————————————————
火災保険普通保険約款(一般物件用)1頁	(23) 特殊包括に関する特約(普火用)16頁
	(24) 特殊包括に関する特約(普火用)・自動追加特約 17頁
特 約	(25) 複数敷地内特殊包括に関する特約(普火用)
(1) 臨時費用補償特約(10%用)6頁	(26)複数敷地内特殊包括契約に関する特約(普火用)・自動追加特約 18頁
(2) 臨時費用補償特約(30%用)6頁	(27) 免責金額特約(普火契約·時価用) ································18頁
(3) 植物特約6頁	(28) 免責金額特約(普火契約·新価用) ·······19頁
(4) 動物特約6頁	(29) その他危険補償特約(A)20頁
(5) 作業変更通知特約6頁	(30) その他危険補償特約(B)22頁
(6) 危険品特約(普通品のみを納置する場合)6頁	(31) 支払限度額特約(普火契約·時価用)
(7) 危険品特約(A級危険品を納置する場合)7頁	(32) 支払限度額特約(普火契約·新価用)
(8) 危険品特約(B級危険品を納置する場合)7頁	(33) 長期保険保険料一括払特約
(9) 消火設備特約7頁	(34) 長期保険保険料年払特約(普火·住火用)24頁
(10) フィラメント風災・電災危険補償対象外特約7頁	(35) 保険料一般分割払特約25頁
(11) ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約7頁	(36) 保険料大口分割払特約26頁
(12) 告知等変更特約(普火用)7頁	(37) 保険契約の継続に関する特約26頁
(13) 付保割合条件付実損払特約(普火用)8頁	(38) 代位求償権不行使特約27頁
(14) 借家人賠償責任補償特約8頁	(39) 抵当権者特約
(15) 借家人賠償責任補償特約·追加特約 ······· 10頁	(40) 共同保険に関する特約27頁
(16) 修理費用補償特約10頁	
(17) 修理費用補償特約·追加特約 ·······11頁	<b>地震保険普通保険約款</b> 30頁
(18) 家賃補償特約11頁	
(19) 価額協定保険特約(建物新価·家財新価用) ······12頁	特 約
(20) 価額協定保険特約(建物新価·家財時価用) ······13頁	(1) 長期保険保険料払込特約(地震保険用)35頁
(21) 価額協定保険特約付帯契約の継続に関する特約(年払契約用) … 14頁	(2) 自動継続特約(地震保険用)35頁
(22) 新価保険特約15頁	(3) 抵当権者特約(地震保険用)35頁

# 火災保険普通保険約款(一般物件用)

### 第1章 補僧条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害(消防または避難 に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、 この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 火災 落雷

破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその 現象をいいます。以下この条において同様とします。)

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(風、雨、雪、雹、砂塵その 他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が次のいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の 取力がなんがようれたがに該当する事故によって、とい数はい、その数は取力がつ遅ゆまたは近かなかか。 表色の 内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。なお、 「建物」とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きま す。以下同様とします。また、「建物または屋外設備・装置の外側の部分」とは、建物については、 9。以下向隊としまり。よく、「産物なたは高げない間、家庭ツバド間ツ印が」とは、東西ワビ・ノは、外壁、屋根、開口部等をいいます。) (③の事故による損害が1回の積害期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第29条 (保険金の支払時期) の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたもの生死とも実定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第25条 (事故の通知) および第26条 (損害防止 義務および損害防止費用の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。) を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者 または被保着によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。) ごとに保険の対 象のすべてについて、一括して行うものとし、別表1に掲げる物の損害の額は除きます。 ① 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

雪災 (豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入も

しくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。) (3) 当会社は、(1) または(2) の指雲保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、この約款に従い、残 存物取片づけ費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等

の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。 ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、 者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にす る同居の親族を除きます。以下②において同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有す る部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を 除きます。

第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有 する場所にあるものに限ります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損 害を除きます。

(5) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって 保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象であ る動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(この場合においては、第2条(保険金を る朝産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(この場合においては、第2条(保険釜を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。)には、それによって臨時に生きる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置(門、塀および埋産除きます。以下(5)において同様とします。)であるときは1基(主体となる屋外規備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなしま す。以下(5)において同様とします。)ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建 物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の

物またはこれを収谷する屋外設備、装直1基ことに、それぞれ行い、また、門、塀または東か保険の 対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(建物の主要構造部の火災 による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の 市面積のその建物の延に面積に対する割合が20%以上となった場合をいます。以下③および④に おいて同様とします。なお、「保険価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価 額をいいます。以下同様とします。また、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から使用による 消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、通常の維持管理(注 1)が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度とします (注2) (注3)。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、

質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とし

(注1) 通常の維持管理

保険の対象	状 況
建物	外壁、屋根、畳、建具等、給排水設備、電気設備等の修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われていることをいいます。
家財	家具・家電類の手入れ、修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われて いることをいいます。

機械・設備、 什器・備品等

定期または臨時のメンテナンスや修理、修繕、清掃等が必要に応じて 行われていることをいいます。なお、法定耐用年数を超過し、かつ使用 されていないものは減価割合を100%とします。

(注2) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険 証券に明記されたものは減価額を定めないものとします。

(注3) 保険の対象が商品、製品等である場合、再調達価額とは再仕入れ価額をいい、使用による損

耗、経過年数等に応じた減価額は考慮しないものとします。 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保 険価額の50%以上となったとき。

保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき、その家財 を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったときまたは建物に収容されるすべての家財(第3条(保険の対象の範囲)(2)④に掲げる物は合みません。以下③において同様とします。)が保険の対象である場合には、その条財が全焼 となったとき(家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいい

保険の対象が家財以外の動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったとき またはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価 額の50%以上となったとき。

(6) 当会社は、(1) の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり 次のいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)が発生した場合 は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といい ます。) に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役も しくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様 とします。

② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が 生じた時からその保険の対象の後旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧する ために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤に払いて「復旧期間」といい ます。)を超える期間に対応する費用を除きます。

) 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費 用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用

および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返 還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥にお 地でイルマーシーです本わよい後日期間を超える期間に別かりる資用を除さます。以下りおよいりにおいて同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時においます。

ける仮設物の価額を除きます。) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務 に対する割増賃金の費用

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、残 存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理符帯費用保険金をいいます。以下同様とします。) を支払いません。 ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役また

は法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失 または法令違反

①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき 金額については除きます

第1条(保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条の事故が生 じた場合を除きます

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合 も同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。) に対しては、 保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害さ れ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性または これらの特性による事故

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第1条(保険金を支払う場合)の事故による 場合を除き、保険金を支払いません。

電気的事故による炭化または溶融の損害

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害 (第1条 (保険金 を支払う場合)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。)に対しては、保 険金を支払いません。

保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管 理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、

- 1 -

浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ③ ねずみ食い、虫食い等

- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝が れ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。 (6) 当会社は、別表1に掲げる物について生じた第1条(保険金を支払う場合)(2)の事故による損
- 害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険の対象の範囲)

この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置ま たは動産とします。

(2) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。 ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きま す。)
- ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額 が30万円を超えるもの
- ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定 がないかぎり、保険の対象に含まれます。 ① 畳、建具その他これらに類する物
  - 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建 物に付加したもの
- 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの (4) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載 の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) の損害保険金として支払うべき損害の 額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することがで きるときには、保険価額を限度とし、次の算式 (算式の修理費とは、損害が生じた地および時におい て、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この 場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換 による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費 とします。) によって算出した額とします。

修理によって保険の対象の価額 修理によって保険の対象の価額 修理するが増加した場合は、その増加額 - メギュッリスト スの圧然 = 損害の額 がある場合は、その価額 (注1)(注3)

- (注1) 通常の維持管理(注2) が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に
- 相当する額を限度とします。 (注2) 第1条(保険金を支払う場合) (5) ① (注1) に定める通常の維持管理をいいます。
- (注3) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険 証券に明記されたものまたは商品、製品等である場合、修理による増加額は考慮しないものとし ます。
- (2) 保険から額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金とし て、支払います。

保険金額 = 損害保険金の額 (1) の規定による損害の額 × -

- (4) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1) または(2)の損害保険金の10%に相当する額を 限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (5) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(4)の失火見舞費用保険金をして、次の奪式によって 第出した額を支払います。ただし、1回の事故につる、同条(4)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2 名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額を いいます。)の20%に相当する額を限度とします。

第1条(4)②の損害 が生じた世帯または法 × 1被災世帯あたりの支払額 = 失火見舞費用保険金の額 人(以下「被災世帯」 (20万円) といいます。)の数

(6) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(5) の地震火災費用保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火まだはこれらによる滞 波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、1敷地内ごとに300万円を限度とし

保険金額 × 支払割合(5%) = 地震火災費用保険金の額

(7) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2 名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額を いいます。) に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の 額を第1条(保険金を支払う場合)(6)の修理付帯費用保険金として、支払います。

(8) (4) 、(5) または(7) の場合において、当会社は、(4) 、(5) または(7) の規定によ ってそれぞれ支払うべき残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金 と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等 (この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物 または建物以外のものについて締結された第1条 (保険金を支払う場合) の損害または費用を補償す または走物がパッちのに「ジャーを制むる化ンポーズ(保険速度を入れり増わりの場合または具力で加速な る他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの 保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共 済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごといこ定める額を保険金とし 限度額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金とし て支払います
  - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険 契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う 旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(1) の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(3) の残存物取片づけ費用保険金につき **支払責任額を算出するにあたっては、同条 (1) または (2) の損害保険金の額は、 (1) または** 

(2) の規定を適用して算出した額とします。 (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定を おのおの別に適用します。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(保険金の 支払額) (2)、(3) および(6) の規定をおのおの別に適用します。

### 第2章 基本条項

第7条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4 時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終 わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金 を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいま す。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事具とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいま す。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大 な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。 ① (2) に規定する事実がなくなった場合

- 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを 知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた 場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みま
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、告 知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社 に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認す るものとします。

③ めいことが、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (2) の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払い ません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- ) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第9条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者 は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合に は、当会社への通知は必要ありません。

保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

- 保険の対象を他の場所に移転したこと。 ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の 際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限 ります。)が発生したこと。 (2) (1) の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定め
- られている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重な過失によって逓滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対す

る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 ) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされ た場合であっても、第19条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を 支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求す ることができます。
- (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場 合)の事故による損害については適用しません。
- 合)の事故による損害については適用しません。
  5) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当 会社が交付する書面等において定めたものをいいます。) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができまって。
  7) (6) の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生た時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求す スニンができます

#### 第10条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第11条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅
- 滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しまければなりません。 「おなく、書面をもってその旨を当会社に通知しまければなりません。 「1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する 権利および義務を保険の対象の課受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象 の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりませ
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第14条(保険契約の失効)(1)の規定にかか わらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転しま

#### 第12条 (保険の対象の調査)

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができま す

#### 第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって 締結した保険契約は無効とします。

#### 第14条 (保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を 失います。
- ① 保険の対象の全部が減失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約) (1) の規定に より保険契約が終了した場合を除きます。 ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規 定を適用します。

#### 第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社 は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第16条(保険金額の調整)

- (1)保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保 (1) 休候笑彩神和の屋、珠典主動が床標の別系の曲部と抱えていたことしる。 「映実彩神句としな歌床院看が書意でかつ重大な過去がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
   (2) 保険契約締結約後、保険の対象の価額が着しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する
- 通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を 請求することができます。

#### 第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者ま たは譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第18条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をも
  - 当点はない。 で、この保険契約を解除することができます。 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的と して損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこ
- 2
- 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認 められるこ
- ウ. 反社会的勢力 (注) を不当に利用していると認められること
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場 合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な 事由を生じさせたこと
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団

準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- ) (1) の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由 が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を
- 請求することができます。 (3) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定 による解除がなされた場合には、(2) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第20条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第8条(告知義務) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更す る必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険 料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じ
- 生した時以降の期間(保険実制者よんは放保機者の中間に第2,7. た機関加または危機や減少が生した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
  (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することが
- できます。 ) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、 (3) の規定によりこの保 険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支 払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- )(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1 条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- ) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必 要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間 に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料額収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約 条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約 に従い、保険金を支払います

#### 第21条 (保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還 1 キサム
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還 1.ます.

#### 第22条 (保険料の返還-取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保 除料を取潰しません。

#### 第23条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第16条(保険金額の調整)(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当
- 会社は、保険契約締結時に通って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 (2) 第16条(保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減縮を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第24条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第8条 (告知義務) (2) 第9条 (通知義務) (2) もしくは (6) 、第18条 (重大事由による解除) (1) または第20条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定 により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した 保険料を返還します
- (2) 第17条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合 には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差 し引いて、その残額を返還します。

#### 第25条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生 ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査する ことまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一 時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それ て当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第26条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合
- は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。 (2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合) (1) の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用さ れる普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき(免責金額を差し引くことによ り保険金が支払われない場合を除きます。)を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担 します(同条(5)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただ し、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から同条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修 理費用または再取得費用
- 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損 害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当 会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条 (保険金を支払う場 - 損害の発生または拡大を防止する = 損害の額 ことができたと認められる額 = 損害の額

(4) 第4条(保険金の支払額)(3)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) 契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からそれ ぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し 引いた残額または第26条(損害防止義務および損害防止費用)(2)本文によって当会社が負担する 費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

#### 第27条 (残存物)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を 表示しないかぎり、当会社に移転しません。

#### 第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時か 5発生し、これを行使することができるものとします。 (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当
- 会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券 ③ 損害見積書
- その他当会社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた もの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲 げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。 この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりませ
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した 場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が第28条(保険金の請求)(2)の手続を完了した目(以下この条において 「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発 生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。) および事 故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失 効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠 償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の 額を確定するために確認が必要な事項
- - (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を 含みます。) 180日
  - (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - )災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本 国外における調査 180日
- ) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由な くその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みま す。) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

#### 第30条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合 は、時効によって消滅します。

#### 第31条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社 がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するの は、次の額を限度とします。
  - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

①以外の場合

- 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使なら びにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合に おいて、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第32条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合) (1) または(2) の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故に つき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超
- えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 (2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減 額することはありません
- (3) (1) の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3)までの規定を適用します

#### 第33条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保 険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有す
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第34条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第35条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表 1 風災・雹災・雪災における除外物件

- 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。) およびこれに収容される動産
- ゴルフネット (ポールを含みます。)
- 3. 建築中の屋外設備・装置
- 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 5. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
- 6. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材 7. 第3条(保険の対象の範囲) (2) ②に規定する自動車

#### 別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

別表	別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額		
	保険金	金の種類	支払限度額
1	第1条 (保険金を支払うり 損害保険金	場合) (1) または (2) の	損害の額
2	第1条(保険金を支払うり け費用保険金	場合) (3) の残存物取片づ	残存物取片づけ費用の額
3	第1条 (保険金を支払う場 保険金	場合)(4)の失火見舞費用	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
4	第1条 (保険金を支払う 場合) (5) の地震火災 費用保険金	(1) それぞれの保放契約 または共済教が、1回のこと 額の合計額、別面のこと 300万円(他の保険円交契約 につき、1 他の保険円交契約 につき、1 他の保険日本 に対して、1 によるものがある場合最も よるものがある場合最も によるものを選びる場合 いて、1 にの、1 にの、1 にの、1 にの、1 にの、1 にの、1 にの、1 にの	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)
		(2) 上記 (1) に、 注 (1) に、 注 (1) に、 注 (1) に、 注 (1) に 該 それ 済契 合 で 契 かい が かの な に 政 を の が かの な で か な で な い が な で な で な で な で な で な で な で な で な で な	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%(他の保険 契約等に、支払割合か5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
5	第1条(保険金を支払う <sup>1</sup> 保険金	場合)(6)の修理付帯費用	1回の事故につき、1 敷地内ごとに1,000 万円(他の保険契約等に、限度額が1,000 万円を超えるものがある場合は、これらの 限度額のうち最も高い額)または修理付帯 費用の額のいずれか低い額

### 別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。
既経過期間 割合(%)
7日まで 10
15日まで 25
2か月まで 25
4か月まで 45
4 か月まで 55
5 か月まで 45
4 か月まで 55
8 か月まで 770
7 か月まで 775
8 か月まで 80
9 か月まで 80
11か月まで 99
11か月まで 99
11か月まで 995
1 年まで 100

### (1) 臨時費用補僧特約(10%用)

この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用 語	定 義
一般約款	火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
工場約款	火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。
倉庫約款	火災保険普通保険約款(倉庫物件用)をいいます。
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通約款	この特約が付帯された各普通保険約款または特約をいいます。

#### 第2条 (臨時費用保険金を支払う場合および支払額)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された次の約款の次の条項に基づいて損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約 に従い、臨時費用保険金を支払います。

  - EU、 曜時買用採陳鑑を文払います。 一般約款第1条(保険金を支払う場合) (1) および (2) 工場約款第1条(保険金を支払う場合) (1) から (4) 倉庫約款第1条(保険金を支払う場合) (1)
  - 位大約款第2条 (保険金を支払う場合) (1) および (2) (注1) 住総約款第2条 (保険金を支払う場合) (1) から (3) (注2) 店総約款第1条 (保険金を支払う場合) (1) から (3)

  - (注 1) 住火約款第2条(保険金を支払う場合) (1) および(2)
  - このうち、住火粉款第2条(2)について、風災等支払方法変更特約(ディダクティブル型)(住火用)(以下本注において「風災特約」といいます。)が付帯されている場合には、風 災特約によって読み替えられた住火約款第2条(2)とします。
  - (注2) 住総約款第2条(保険金を支払う場合)(1)から(3) このうち、住総約款第2条(2)について、風災等支払方法変更特約(ディダクティブル型)(住総用)(以下本注において「風災特約」といいます。)が付帯されている場合には、風
- 災特約によって読み替えられた住総約款第2条 (保険金を支払う場合) (2) とします。 (2) 当会社は、臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。
  - (1) の損害保険金 × 支払割合(10%) = 臨時費用保険金の額
- (3) 1回の事故における臨時費用保険金は100万円を限度とします。
- (2) の場合において、当会社は、(2) の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)この特約が付帯された次の約款の次の条項の適用がある場合においては、第2条(臨時費用保険金 を支払う場合) (1) の損害保険金は、次の条項の規定を適用して算出した額とします。
  - 一般約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)
  - 工場約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2) 倉庫約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2)
  - (1) および(2)
  - 住火約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2)
  - 住総約款第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および (2)
  - 店総約款第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および (2)
- (1) に掲げる各約款の各条(1) の支払限度額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 とします。ただし、他の保険契約等に、限度額がこれを超えるものがある場合は、これらの限度額の うち最も高い額とします。
- (3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) および (2) の規定をおのおの別に適用します。

#### 第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用し

### (2) 臨時費用補償特約(30%用)

#### 第1条(定義)

この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用 語	定 義
一般約款	火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
工場約款	火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。
倉庫約款	火災保険普通保険約款(倉庫物件用)をいいます。
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通約款	この特約が付帯された各普通保険約款をいいます。

第2条 (臨時費用保険金を支払う場合および支払額)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された次の約款の次の条項に基づいて損害保険金が支払われる場合にお いて、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約 に従い、臨時費用保険金を支払います。
- 般約款第1条 (保険金を支払う場合) (1) および (2) 工場約款第1条 (保険金を支払う場合) (1) から (4)
- 倉庫約款第1条(保険金を支払う場合) (1) 住火約款第2条(保険金を支払う場合) (1) および (2) (注1)
- 住総約款第2条(保険金を支払う場合) (1) から(3) (注2) 店総約款第1条(保険金を支払う場合) (1) から(3)
- (注2) 住総約款第2条 (保険金を支払う場合) (1)から(3) (注2)住総約款第2条 (保険金を支払う場合) (1)から(3) このうち、住総約款第2条 (2)について、風災等支払方法変更特約(ディダクティブル型)(住総用)(以下本注において「風災特約」といいます。)が付帯されている場合には、風災特約によって読み替えられた住総約款第2条(保険金を支払う場合)(2)とします。
- (2) 当会社は、臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。
  - (1)の指害保険金×支払割合(30%) = 臨時費用保険金の額
- (3) 1回の事故における臨時費用保険金は次の額を限度とします。 (1) ①から③および⑥の場合
  - 500万円 (1) 4、5の場合

100万円

(4) (2) の場合において、当会社は、(2) の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- この特約が付帯された次の約款の次の条項の適用がある場合においては、第2条(1)の損害保険 金は、次の条項の規定を適用して算出した額とします。
  - 一般約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2) 工場約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2)
  - 倉庫約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)
  - 住火約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)
  - 住総約款第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2) 店総約款第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および(2)
- (2) (1) に掲げる各約款の各条 (1) の支払限度額は、1回の事故につき、1 敷地内ごとに次の額をいいます。ただし、他の保険契約等に、限度額がこれを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 ① (1) ①から③および⑥の場合

  - 500万円 (1) ④、⑤の場合
- 100万円 (3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) および (2) の規定をおのおの別に適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用し

### (3) 植物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、その保険契約により当会 社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く 絶たれた状態をいいます。)した場合にのみ保険金を支払います。

## (4) 動物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当会社が補 償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

### (5) 作業変更通知特約

この契約の期間中、保険証券記載の建物または屋外設備・装置内で行なわれる作業またはその作業に使用する危険品の全部もしくは一部に変更があったとき(休止中の作業を開始したときを含みます。)は、保 用が30回機能の2年からしい。 即にを支がかったこと、(作品での) Faを 特別したことものメナッカンが、除契約者または被保険者は、普通保険約款第9条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。 普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)、第9条(通知義務)および第20条(保険金の返還または請求−告知義務・通知義務等の場合)の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

倉庫もしくは倉庫に準ずる用途に用いられる建物(卸売商の店舗を含む。)、貯蔵用タンク・サイロ (付属上屋および地下タンク室を含む。) もしくはこれらの収容動産または野積みの動産を保険の対象 とする契約には、その物件について次の特約を付する。

### (6) 危険品特約(普通品のみを納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表のA級、B級および特別危険品を納置したときは、保険契約者ま

たは被保険者は、普通保険約款第9条 (通知義務) 第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知し て下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)、第9条(通知義務)および第20条(保険料の返還ま たは請求一告知義務・通知義務等の場合)の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

### (7) 危険品特約 (A級危険品を納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表のB級および特別危険品を納置したときは、保険契約者または被 保険者は、普通保険約款第9条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さ

| 特殊自は、百型保険料が発力が、2週末機が、第1別に企める子がに比い、当立れにてからであれてい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。20条 | 普通保険約款第2条 (保険金を支払わない場合)、第9条 (通知義務) および第20条 (保険料の返還または請求・台知義務・四知義務等の場合) の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

### (8) 危険品特約 (B級危険品を納置する場合)

この契約の期間中、下記危険品級別表の特別危険品を納置したときは、保険契約者または被保険者は、 普通保険約款第9条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただ

し、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。 し、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。 普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)、第9条(通知議務)および第20条(保険料の返還ま は請家、一名知義務・迎知義務等の場合)の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

### (9) 消火設備特約

消火設備割引率を適用する物件を保険の対象とする契約には、その物件について次の特約を付す 7

この契約の期間中、保険契約者または被保険者は、消火設備割引を適用している物件について、次の事 実が発生したときは、普通保険約款第9条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通 知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

消火設備が有効でなくなったとき。

消火設備に変更があったとき。 普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)、第9条(通知義務)および第20条(保険料の返還ま たは請求 - 告知義務・通知義務等の場合)の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

#### ひょう (10) フィラメント風災・電災危険補償対象外特約

当会社は、風災または、葡災の直接の結果であると否とを問わず、保険の対象である電飾電球のフィラ メントのみについて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### (11) ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約

機械、設備・装置を保険の対象とする契約には、その物件について次の特約を付する。

当会社は、汽器(化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。)、ボ イラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含 み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の 破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

1)「ボイラ」(炉および煙道の構成部分を含みます。)、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属 装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発 器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

(注2) 「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クー ラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中 に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

### (12) 告知等変更特約(普火用)

#### 第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険法(平成20年法律第56号)第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されま

#### 第2条(告知義務)

当会社は、この特約に従い、火災保険普通保険約款(一般物件用)(以下「普通保険約款」といいま す。) 第8条(告知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。 「第8条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項につい 当会社に事実を正確に告げなければなりません

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項につい て、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合 は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

(2) に規定する事実がなくなった場合

- 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨 げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含み
- 保険契約者または被保険者が、第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害の発生前に、 保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認

した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保 険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める ときに限り、これを承認するものとします。

② 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約縮結時から5年を経過した場合 たは保険契約縮結時から5年を経過した場合 (4) (2) に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性を

- 1 いしょうしんだ。 サデスティー 当会にが歴史をおりた日本 いっぱい に (います) います。) に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2) の規定を適用しません。 ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2) の規定を適用します。。) (2) の規定による解除が第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害の発生した後になさ
- れた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求す 払いません。 ることができます。
- (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の 事故による損害については適用しません。

#### 第3条 (通知義務)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第9条(通知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用

「第9条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険 者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない 事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築
  - もしくは引き続き15日以上にわたって修繕する

保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。 保険の対象を他の場所に移転すること。

- ) ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用があ る事項として定めたものに関する事実に限ります。) が発生すること。 (1) の事実がある場合((4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。) には、当会社
- は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知 をもって、この保険契約を解除することができます。 ) (2) の規定は、当会社が、 (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を

経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。 (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約

- 者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第 1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、 (1)①、②または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。
- (4) の規定は、(1) の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故によ る損害については適用しません。

### 第4条 (保険の対象の調査)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第12条(保険の対象の調査)の規定を、次のとおり読み替 て適用します。

「第12条 (保険の対象の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができ
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること ができます。
- (3) (2) の規定は、(2) に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用し キせん

#### 第5条 (保険金額の調整)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第16条(保険金額の調整)(1)の規定を、次のとおり読 み替えて適用します。

「第16条 (保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、 その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

#### 第6条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第20条(保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第20条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 告知等変更特約(普火用)第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第8条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合(同条(2)の規定による解除がなされた 場合を除きます。) において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 告知等変更特約(普火用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される第9条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変 更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間 (保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいま ) に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会 社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかっ た場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除する
- ) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの 保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金 を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)の規定は、第9条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時

より前に発生した第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害については適用しません

(6) (1) および(2) のほか、保障契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更す る必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経 過期間に対する保険料を返還または請求します。

(6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険 契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およ び特約に従い、保険金を支払います

第7条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定 を、次のとおり読み替えて適用します。

この場合において、同条「第16条(保険金額の調整)(2)|とあるのは「告知等変更特約(普火 用)第5条(保険金額の調整)の規定により読み替えて適用される第16条(保険金額の調整) | と読み 替えるものとします。

「第23条 (保険料の返還 - 保険金額の調整の場合)

第16条(保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

### 第8条 (保険料の返還-解除の場合)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第24条(保険料の返還 - 解除の場合)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第24条 (保険料の返還-解除の場合)

(1) 告知等変更特約(普火用)第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第8条(告知 義務) (2)、同特約第3条で読み替えて適用される第9条(通知義務) (2)、同特約第4条で読み替えて適用される第12条(保険の対象の調査) (2)、第18条(重大事由による解除) (1) または同特約第6条で読み替えて適用される第20条(保険料の返還または請求-告知義 務・通知義務等の場合) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、 未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第9条 (捐害防止義務および捐害防止費用)

金会社は、この特約に従い、普通保険約款第26条(損害防止義務および損害防止費用) (2) および 4) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合) (1) の 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条 (保険金を支払わない場合) に掲げる事由に該当しないときおよび第7条(保険責任の始期および終期) (3)または第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (4)の規 定が適用されないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します(第1条(8)の 損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただし、保険金額(保険 金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から第1条(1)の損害保険金の額を差し 引いた残額を限度とします。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

消火活動に使用した ことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費用または再取得費用

消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、

損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

(日) 衛名条 (保険金の支払額) (3)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定は、(2) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条(1) の規定中「別表2に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれ の保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額としま す。) からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済 金の合計額を差し引いた残額または第26条(損害防止義務および損害防止費用)(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第10条 (保険金の請求)

第11条 (保険金の支払時期)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第29条(保険金の支払時期)の規定を、次のとおり読み替 て適用します。

「第29条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、被保険者が第28条(保険金の請求) (2) の手続を完了した日(以下この条において 「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必 要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

、保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由とし てこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および 事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、 失効または取消しの事由に該当する事実の有無

①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害 賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険 金の額を確定するために確認が必要な事項

(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定 にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数 (複数に該当する場合は、そのうち最長の日数) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社 は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとしま

(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜 査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会 を含みます。) 含みます。) 180日 (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤ま での事項の確認のための調査 60日

(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日 本国外における調査 180日

損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する 多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

認するための、専門候側による鑑定等の結果の照要 180日 別(2)①から⑤までに掲げる時別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる 期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥ までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。 り(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理 由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みま

す。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しな いものとします

第12条(他の特約が付帯されている場合の読み替え)

車両敷地外危険補償対象外特約または車両敷地外危険補償特約がこの保険契約に付帯されている場合 は、これらの特約の規定中「普通保険約款第9条(通知義務)」とあるのは「告知等変更特約(普火 用) 第3条 (通知義務) の規定により読み替えて適用される普通保険約款第9条 (通知義務) | と読み

替えて適用します。 第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を 準用します。

### (13) 付保割合条件付実損払特約(普火用)

第1条 (保険金の支払額)

当会社は、この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)、火災保険普通保険約款 (工場物件用) または火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第4条(保険金の支払額)(3)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。

)保険金額が保険価額に保険証券記載の付保割合(以下②において「付保割合」といいます。)を 乗じて得た額以上の場合は、火災保険普通保険約款(一般物件用)、火災保険普通保険約款(工場 物件用) または火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第4条(1)の規定による損害の額

保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

火災保険普通保険約款(一般物件用)、火災保険 普通保険約款(工場物件用)または火災保険普通 保険約款(倉庫物件用)第4条(1)の規定によ

保险金額 = 損害保険金の額 保険価額×付保割合

第2条(準用規定)

る損害の額

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、火災保険普通保険約款 (一般物件用)、火災保険普通保険約款(工場物件用)または火災保険普通保険約款(倉庫物件用)の 規定を準用します。

## (14) 借家人賠償責任補償特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
借用戸室	保険証券記載の建保験者の借用する保険証券記載の建物または戸室(注)をいいます。ただし、建物または戸室に収容されている家財、什器その他の偏品等の動産は除きます。 (注)建物または戸室 建物または戸室 建物または戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含み ません。
貸主	転貸人を含みます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険 者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または 共済契約をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により、損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負 担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

① - 火災 ② 破裂または爆発

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被 った損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- 被保険者の心神喪失または指図
- 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った 仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発 性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に 対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によっ て加重された損害賠償責任
- 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の指壊に起因する指害賠償責任 (注1) 保険契約者、被保険者
- 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す るその他の機関をいいます。

#### (注2) 暴動

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。 (注4)核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

#### 第4条 (支払保険金の範囲)

- 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。 ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を 支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものと 1 ます
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上 の和解、調停または仲裁に要した費用 (注)
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要 した費用
- 第7条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、
- 協力するために直接要した費用 ) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条(事故発生時の義務お よび義務違反の場合の取扱い)(1)③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続を とるために要した必要または有益な費用
- (注)訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用

#### 弁護十報酬を含みます。

#### 第5条 (保険金の支払額)

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。
- 第4条 (支払保険金の範囲) ①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する
- ) 第4条(文仏保険霊の戦団)①に規定する損害賠債霊の領が保険証券記載の兇員霊領を起廻する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額(注)を限度とします。 ) 第4条(支払保険金の範囲)②から⑤までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、支払限度額(注)を超える場合は、その支払限 度額(注)の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。 (注) 支払限度額
  - 保険証券記載の支払限度額をいいます。

#### 第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事項を行わなければなり ません。
  - 損害の発生および拡大の防止に努めること。
  - 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること
  - ア、事故発生の目時、場所および事故の状況ならびに借用戸室の貸主の住所および氏名または名称 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所お よび氏名または名称
  - 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - 他人に損害賠償の請求 (注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要 な手続をすること
  - 損害賠償の請求 (注1) を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部また
  - は一部を承認しないこと
  - 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に 通知すること
- 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅
- 滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。 (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ①から⑦までの義務に違反した場合は、当
  - 会社は、次の額をそれぞれ差し引いて、保険金を支払います。 ① (1)①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の 額
  - (1)②、⑤、⑥または⑦の義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - (1) ③の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 (注1) をすることによって取得する ことができたと認められる額
- ④ (1) ④の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1) ②の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払

います。

(注1) 損害賠償の請求

- 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- 第7条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)
- (1)当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協 力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第8条 (保険金の請求)

- 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠 償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとしま
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当 会社に提出しなければなりません。
  - 保险金請求書
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損 害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - 被害が生じた借用戸室の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被 害が生じた借用戸室の写真(注2)
- その他当会社が第9条(保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の 代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申 し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注3)

  - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に
  - り ①に現定する名がいない場合または①に現定する名は不映画を前水できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ① ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注3)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による破保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
  (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。 この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりませ
- (6)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、 (3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもし くは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い
- (7) 保険金の請求権は、(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消 滅します。
  - (注1) 修理等に要する費用の見積書
  - 既に支払がなされた場合はその領収書とします。 (注2) 写真
  - 画像データを含みます。
  - (注3) 配偶者
    - 法律上の配偶者に限ります。

#### 第9条 (保険金の支払時期)

- ) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発 生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失 効または取消の事由に該当する事実の有無
- ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠 償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の 額を確定するために確認が必要な事項
- (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定に かかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する 日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を
  - 終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。 (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜 査・調査結果の照会(注3) 180日
  - (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤まで の事項の確認のための調査 60日
  - (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本 国外における調査 180日
- ) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) には、それによって確認が遅延した期 間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第8条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいい

(注2) 次に掲げる目数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。 (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会。

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 (注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額 (注) を超えるとき は、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた 残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 損害の額

スートル それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責 金額を差し引いた額とします。

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、 当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転 するのは、次の額を限度とします
  - 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条 (先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による借用戸室の損壊にかかわる損害賠償請求権者 は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う 場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

場合。たたし、仮採陳名が暗價した金額を限度とします。 2 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会 社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 3 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の 先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 む 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を 支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただ ・ 担害収除書政権を共死まれたの事との事と用事としませ。 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3)保険電量収権(注)、実際には、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)、支責権の関係と、または(2)③の場合を除いて差し押えることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に大力して保険金の支払を請求することがでただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に大力して保険金の支払を請求することがで きる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第4条(支払保険金の範囲)②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、この特約が付帯された次の約款(以下「普通保険約款」といいます。)の次の 条項の(2)以下を下記のとおり読み替えます。

- 火災保険普通保険約款 (一般物件用) 第18条 (重大事由による解除) 火災保険普通保険約款 (工場物件用) 第18条 (重大事由による解除)
- 住宅火災保険普通保険約款第18条 (重大事由による解除)
- 住宅総合保険普通保険約款第23条 (重大事由による解除)
- 店舗総合保険普通保険約款第24条 (重大事由による解除)
- 日間受社は、被保険者が(1)③アからすまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する事面による通知をもってこの保険契約(注)を解除することができます。 (注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。 (2)

(注) 枚体映石が模数である場合は、ての核体映石に係る部がとします。
(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、この約款の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず。 (1) ①から①まで、または (2) の解除の事由が生じた時から解除がなられた時まで、発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) ま

- たは(2)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用し ません。
  - ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### (15) 借家人賠償責任補償特約・追加特約

火災保険普通保険約款(一般物件用)もしくは店舗総合保険普通保険約款に借家人賠償責任補償特約が付帯され、かつ保険の対象に家財が含まれていない場合、または店舗休業保険普通保険約款に借家人賠償 責任補償特約が付帯される場合には、借家人賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する 「事故」に次に掲げる事故を加えるものとします。

「③ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)に よる水漏れ。ただし、水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ、落石等の水災をいいます。)または風災(台風、旋風、奄巻、暴風等といい、洪水、高潮を除さま。)の事故による損害または給非水股爾(スプリンクラー設備・装置を多みます。以下③にお いて同様とします。)自体に生じた損害を除きます。 ア. 給排水設備に生じた事故

イ、被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故

## (16) 修理費用補償特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義	
借用建物	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室 (注)をいいます。ただし、建 物または戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。 (注)建物または戸室 建物または戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。	
貸主	転貸人を含みます。	
修理費用	借用建物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。	
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または 共済契約をいいます。	
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。	
普通保険約款	次の約款および特約をいいいます。 ① 火災保険普通保険約款 (一般物件用) ② 火災保険普通保険約款 (工場物件用) ③ 住宅火災保険普通保険約款 ④ 住宅総合保険普通保険約款 ⑤ 店舗総合保険普通保険約款	

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

は爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用建物の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場 合を除きます。

- - 破裂または爆発
- 借用建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もし くは積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、燥煙その他これらに類す る物の落下もしくは飛来または水災 (注1)、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
- 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災 (注 1) または⑦の事故による損害または給排水設備 (注2) 自体に生じた損害を除きます。 給排水設備 (注2) に生じた事故
  - 被保険者以外の者が占有する借用建物で生じた事故
- ⑥ 騒擾 およびこれに類似の集団行動 (注3) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ① 風災 (注4) 、電災または雪災 (注5) 。ただし、借用建物の内部については、借用建物また はその一部(注6)が風災(注4)、電災または雪災(注5)によって直接破損したために生じ た損害 (注7) に限ります。 | | |

(注1) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災をいいます。 (注2) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 騒擾およびこれに類似の集団行動

多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が 生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(注4) 風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。

(注5) 雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしく は凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。これらの事故による損害が1回の積雪 期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが火災保険普通保険 約款(一般物件用)第29条(保険金の支払時期)、火災保険普通保険約款(工場物件用)第29条

(保険金の支払時期)、住宅火災保険普通保険約款第29条(保険金の支払時期)、住宅総合保険 普通保険約款第34条 (保険金の支払時期) 、または店舗総合保険普通保険約款第35条 (保険金の 支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事 故により生じたものと推定します。

(注6) 借用建物またはその一部 窓、扉、その他の開口部を含みます。

(注7) 指害

風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによる損害を含みます。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 保険契約者、被保険者、借用建物の貸主(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは 重大な渦失または決令違反

①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者(注2)ま たはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取 るべき金額については除きます

保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が所有(注3)または運転(注4)する車両または その積載物の衝突または接触

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注5) に対しては、保険金を支払い ません。

(1) 戦争 、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注6)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波

) 核燃料物質 (注7) もしくは核燃料物質によって汚染された物 (注8) の放射性、爆発性その他 の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者、被保険者、借用建物の貸主

保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の 業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有

所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借 り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に 自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売され た自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいま

(注4) 運転

保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法 人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注5) 損害

これらの事由によって発生した、この特約が付帯されている普通保険約款等で保険金の支払い 対象となっている事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同 条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注6) 暴動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害さ れ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (**注7**) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(第2条(保険金 を支払う場合)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。)に対しては、保 険金を支払いません。
  - 借用建物の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用建物を管理す 1

ねずみ食い、虫食い等 (4) 当会社は、借用建物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ 落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用建物ごとに、その借用 建物が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金支払の対象となる修理費用の範囲)

借用建物を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部

玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用建物居住者の共同の利 用に供せられるもの

### 第5条 (保険金の支払額)

当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、 1回の事故につき 3,000円を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度とし

#### 第6条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が修理費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の約款の各条項に定める書類または証拠として、被 保険者が支出した修理費用の額を確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。
  - 大災保険普通保険約款 (一般物件用) 第28条 (保険金の請求) 火災保険普通保険約款 (工場物件用) 第28条 (保険金の請求) (2) (4)
  - (2) 4
  - 住宅火災保険普通保険約款第28条(保険金の請求) (2) ④

(4) 住宅総合保険普通保険約款第33条(保険金の請求) (2) (5)

店舗総合保障普通保険約款第34条(保険金の請求)(2)⑤

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が修理費用の額を超えるとき

は、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 の保険契約の支払責任額

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### (17) 修理費用補償特約・追加特約

#### 第1条 (この特約の適用範囲)

この特約は、次の①から③までのすべてに該当する保険契約に適用されます。

- この保険契約の普通保険約款が、火災保険普通保険約款(一般物件用)または店舗総合保険普通 保険約款である場合
- この保険契約に修理費用補償特約が付帯される場合 この保険契約の保険の対象に家財が含まれていない場合

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、修理費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)⑤の事故により借用住宅(被保険者の借 用する保険証券記載の建物または住戸室をいいます。この場合において、建物または住戸室には、敷地

内の車庫、物置を含みます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、仕器その他の備品等 の動産は除きます。以下この条において同様とします。)に生じた損害に対して、被保険者が借用住宅 の貸主に対して法律上の賠償責任を負担するために生ずる修理費用に対しては、修理費用保険金を支払 いません。

### (18) 家賃補償特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通保険約款	住火約款、普火約款、住総約款、店総約款をいいます。
家賃	建物の賃貸料 (注) で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料 (注) は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 (注) 賃貸料 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物につい
	て合計した額をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を守った場合には、推定復日期間 (注)を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条(賃貸の不継続)ただし書に該当するときは、推定復日期間 (注)をもって復日期間とみなします。(注)推定復日期間 保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当会社と保険契約者が約定した期間をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または 共済契約をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- この特約が住火約款または普火約款に付帯された場合は、当会社は、この特約に従い、この特約の 保険の対象が、住火約款 第2条(保険金を支払う場合) (1) または普火約款 第1条(保険金を支 払う場合) (1) に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払 います
- (2) この特約が住総約款または店総約款に付帯された場合は、当会社は、この特約に従い、この特約の 保険の対象が、住総約款 第2条(保険金を支払う場合) (1) もしくは (3) または店総約款 第1 条 (保険金を支払う場合) (1) もしくは (3) に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃 の損失に対して、保険金を支払います。

#### 第3条 (保険金支払の条件)

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款等の規定に より保険金が支払われるべき場合に限り、第2条(保険金を支払う場合)の損失に対して、保険金を支 払います

第4条 (賃貸の不継続)

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧、もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合 または復旧し、もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時に 遡 って効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められるときを除き

第5条 (保険価額)

この特約の保険価額は損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額 とします

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって 定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度と
- し、家賃について復日期間 (注) 内に生じた損失の額を保険金として、支払います。 (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支 払います。

家賃について復旧期間 (注) 内に生じた損失の額

保険金額 - < 保険金の額 保険価額

(注) 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、復旧期間 (注) が終了した時から発生し、これを行使することが できるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、住火約款もしくは普火約款第28条(保険金の請求) (2) ④または住総約款 第33条(保険金の請求) (2) ⑤もしくは店総約款 第34条(保険金の請
  - (2) ⑤の書類または証拠として、次に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。 復旧期間および復旧期間内に生じた家賃の損失の額を確認できる客観的書類
  - 損害が生じた時における保険の対象の家賃月額を確認できる客観的書類
- (3) 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求があるときは、当会社は、(1)の規定 にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。 (注) 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 2000年 (注) を超えると 他他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が支払限度額 (注) を超えると きは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
- この保険契約の支払責任額

他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 (注) 支払限度額

普通保険約款の「用語の説明 |にかかわらず、別表に掲げる支払限度額をいいます。

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

#### (別表) 他の保険契約等がある場合の支払限度額

	支払限度額	
Г	家賃について復旧期間 (注) 内に生じた損失の額	

(注) 復旧期間

### (19) 価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が明記物件以外のものである場合には、再調達価額をいいます。

明記物件

住火約款第4条(保険の対象の範囲)(2)、住総約款第4条(保険の対象の範 囲) (3)、普火約款第3条(保険の対象の範囲) (2)②から⑤まで、または店総 約款第3条(保険の対象の範囲) (3) ②および③に掲げる物をいいます。

第2条 (保险の対象の評価)

(1) 住火約款、住総約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評 価額を保険証券に記載するものとします。

(2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるも

第3条(損害保険金の実損払)

当会社は、住火約款第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、住総約款第5条(損害保険金の 支払額 (3) および (4) 、普火約款第4条 (保険金の支払額) (2) および (3) の規定または店 総約款第4条 (損害保険金の支払額) (3) および (4) の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、 損害の額を損害保険金として、支払います。

第4条 (水害保険金の支払額)

この特約が住総約款または店総約款に付帯された場合は、住総約款第7条(水害保険金の支払額) (2) または店総約款第6条(水害保険金の支払額) (2) の規定にかかわらず、次の算式によって算 出した額を水害保険金として、支払います。

損害の額または保険金額の  $\times$  縮小割合 (70%) = 水害保険金の額 いずれか低い額

第5条 (保険金を支払うべき捐害の額)

(1) 保険の対象が明記物件以外のものである場合には、第3条(損害保険金の実損払)および第4条 (水害保険金の支払額)の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調 達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式 (注)によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物 = 損害の額 がある場合は、その価額

- (注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直 前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当 会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費 を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします
- (2) 保険の対象が明記物件以外のものである場合において、 この保険契約に持ち出し家財補償特約が付 帯されているときは、持ち出し家財保険金として当会社が支払うべき損害の組し条財産はいるときは、持ち出し家財保険金として当会社が支払うべき損害の組し、持ち出し家財保険金の支払額 (1)の規定にかかわらず、その損害が生じた地および時における持ち出し家財の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた持ち出し家財を修理することができるときには、その損害が生じた地および時における持ち出し家財の再調達 価額を限度とし、次の算式 **(注)** によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物 = 損害の額 がある場合は、その価額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた持ち出し家財を損害発生 直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、持ち出し家財の復旧に際し て、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による 修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第6条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約 等がある場合の保険金の支払額)

保険の対象が明記物件以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(注1)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときに は、当会社は、住火約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、普火約款第5 条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、住総約款もしくは店総約款第11条(他の保 險契約等がある場合の保険金の支払額)(1)または持ち出し家財補償特約第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水 害保険金(注2)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額 を限度とします。

指害保険金

, 第5条(保険金を支払うべき 損害の額)の規定によって支 他の保険契約等によって支 払われるべき損害保険金 = 損害保険金の額 払われるべき損害の額 (注1) の額

② 持ち出し家財保険金

1回の事故につき、100万円 他の保険契約等によって支 (注3) または第5条の規定 払われるべき持ち出し家財 = 持ち出し家財保険金の額 によって支払われるべき損害 保険金(注1)の額 の額のいずれか低い額

③ 水害保険金 (注2)

第5条の規定によって支払わ 他の保険契約等によって支 れるべき損害の額に70% (注 - 払われるべき水害保険金 = 水害保険金 (注2) の額 4) を乗じて得た額 (注1) (注2) の額

(注1) 共済金を含みます。

- (注2) 住総約款第2条(保険金を支払う場合) (6) ②もしくは③または店総約款第1条(保険金 を支払う場合) (6) ②から④までの水害保険金については、住総約款または店総約款の規定を
- (注3) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最 も高い額とします
- (注4) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最 も高い割合とします

第7条 (保険の対象の価額の増加または減少)

- 1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加 または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なけれ ばなりません。
- ① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部減失

) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(1) の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手 続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害 保険金の支払額)の規定は適用セす、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

(2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未 経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(4) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約 款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2)の規定にかかわらず、変更 しなかったものとします。

第8条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- (1) 当会社は、第2条(保険の対象の評価)または第7条(保険の対象の価額の増加または減少) (2) に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、放意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約 名に並べる場合による通知をもって、この特約を解除することができます。 ) (1) の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- 当会社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこ れを知らなかった場合(注)
- 保険契約者または被保険者が、住火約款もしくは住総約款第2条(保険金を支払う場合)または 普火約款もしくは店総約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、評価事項 につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合
- (主) 当会社が、(1) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
   (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを助けた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。
- (3)②の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損払)お よび第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約 款の規定を適用して保険金を支払います。
- (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2) の規定にかかわら 、その損害については、当会社は、第1条(用語の定義)「保険の対象の価額」の定義および第3 条(損害保険金の実損払)から第5条(保険金を支払うべき損害の額)までの規定は適用せず、住火 新款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合におい て、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を 支払っていたときは、当会社は、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算 出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第9条(準用規定)

の特約に定めのない事項については、住火約款、住総約款、普火約款、店総約款または持ち出し家 財補償特約の規定を準用します。この場合において、保険の対象が明記物件以外のものであるときは、 持ち出し家財補償特約の規定中「持ち出し家財の価額」とあるのを「持ち出し家財の再調達価額」と読 み替えるものとします。

(他の長期保険契約がある場合の取扱い)

- (1) 保険の対象について、他の長期保険契約(注)がある場合には、価額協定保険特約第2条(保険の 対象の評価)(2)の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約 (注)の保険金額を差し引いた額により定めることができます。
  - (注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。 (1) の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、価額協定保険特約第7条
- (保険の対象の価額の増加または減少) (2) の規定により保険金額を変更するときにも、(1) と 同様の方法によるものとします。
- (1) または(2) の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき保険金額が保険 証券記載の評価額(注1)から他の長期保険契約(注2)の保険金額を差し引いた額に満たないとき は、その損害については、価額協定保険特約第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害保険 金の支払額)の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険 普通保険約款(一般物件用)、店舗総合保険普通保険約款または持ち出し家財補償特約の規定を適用 て保険金を支払います。
  - (注1) 価額協定保険特約第7条 (保険の対象の価額の増加または減少) の規定によって再評価した 場合には、その再評価額とします。

- (注2) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。
- (は22) 面積的が上体操行物を目がしない態のが構築があった体操が向前、1千を起えるものをいます。 り(1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害差とのとき他の長期保険契約(注)により保険金が支払われないときは、その損害については、価額協定保険幣約第3条(損保険金の実損払)および第4条(水本保険金の支払額)の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約 (4) 家、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款・火災保険普通保険約款・民を地域により、店舗総合保険普通保険約款・民党を対し、店舗総合保険普通保険約款・民党の規定を適用して保険金を支払います。
  - (注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

### (20) 価額協定保険特約(建物新価・家財時価用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の音味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
保険の対象の価 額	保険の対象が建物である場合には、再調達価額をいいます。

#### 第2条 (保険の対象の評価)

- ) 住火約款、住総約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。
- (2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるも

第3条 (損害保険金の実損払)

は会社は、保火約款等5条(保険金の支払額) (2) および(3)、住総約款第5条(損害保険金の 払額) (3) および(4)、普火約款第4条(保険金の支払額) (2) および(3) の規定または店 総約款第4条(損害保険金の支払額)(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、 損害の額を損害保険金として、支払います。

第4条 (水害保険金の支払額)

この特約が住総約款または店総約款に付帯された場合は、住総約款第7条(水害保険金の支払額) 2) または店総約款第6条(水害保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算 出した額を水害保険金として、支払います。

損害の額または保険金 × 縮小割合 (70%) = 水害保険金の額

第5条 (保険金を支払うべき損害の額)

建物が保険の対象である場合には、第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害保険金の支払 額)の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めま す。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた 地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額とし ます。

修理に伴って生じた残存物 = 損害の額 がある場合は、その価額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直 前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当 会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費 を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第6条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約 等がある場合の保険金の支払額)

建物が保険の対象である場合、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に 基づき保険金(注1)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、住火約款第 6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、普火約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)または住総約款もしくは店総約款第11条(他の保険契約等がある場合の 保険金の支払額) (1) の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保 **険金 (注2)** として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限 度とします

事果保険金

第5条 (保険金を支払うべき) (他の保険契約等によって支) 損害の額)の規定によって支 払われるべき損害保険金 = 損害保険金の額 (注1) の額 払われるべき損害の額

② 水害保険金 (注2)

(第5条の規定によって支払わ) (他の保険契約等によって支) |払われるべき水害保険金 | = 水害保険金 (注2) の額 れるべき損害の額に70% (注 (注1) (注2) の額 3) を乗じて得た額

(注1) 共済金を含みます。

- (注2) 住総約款第2条(保険金を支払う場合) (6) ②もしくは③または店総約款第1条(保険金 を支払う場合) (6) ②から④までの水害保険金については、住総約款または店総約款の規定を 適用します。
- (注3) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最 高い割合とします

#### 第7条 (保険の対象の価額の増加または減少)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加 または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なけれ
  - \* (保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
- ) この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部減失 (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険 金額を変更するものとします。
- (1) の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手 総が完了するまでの間に生じた損害については、第3条、損害保険金の実損払)および第4条、休害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きました。し、(2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未
- (4)経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 ハ・オーツルルによる地加体医性で明示する物面にわいて、体展失約有がでの又れを思うだとされ その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火勃款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2)の規定にかかわらず、変更 なかったものとします

#### 第8条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- 当会社は、第2条(保険の対象の評価)または第7条(保険の対象の価額の増加または減少) (2) に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意ま (42) 「一級ルテッの可加または付計11mmの際、 体質失粋もまたは本実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。 (1) の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ) 当会社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(**注**)
  - 保険契約者または被保険者が、住火約款もしくは住総約款第2条(保険金を支払う場合)または 普大約款もしくは店総約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、評価事項 につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合 ) 当会社が、(1) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
- (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (3)②の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額と の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- )(4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料頼収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損払)お よび第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、仕火勃放、仕総勃放、普火約款、生ど約款、大の 款の規定を適用して保険金を支払います。
- (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2) の規定にかかわら その損害については、当会社は、第1条 (用語の定義) 「保険の対象の価額」の定義および第3 条 (損害保険金の実損払) から第5条 (保険金を支払うべき損害の額) までの規定は適用せず、住火 約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を 支払っていたときは、当会社は、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

#### 第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を準用

### 加特

#### (他の長期保険契約がある場合の取扱い)

- (1) 保険の対象について、他の長期保険契約(注)がある場合には、価額協定保険特約第2条(保険の 対象の評価) (2) の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約
  - (注) の保険金額を差し引いた額により定めることができます。 (注)価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。
- (1)の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、価額協定保険特約第7条 (保険の対象の価額の増加または減少)(2)の規定により保険金額を変更するときにも、(1)と
- 、「成の方法によるものとします。 ) (1)または (2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき保険金額が保険 証券記載の評価額 (注1) から他の長期保険契約 (注2) の保険金額を差し引いた額に満たないとき は、その損害については、価額協定保険特約第3条(損害保険金の実損払)および第4条(水害保険 金の支払額)の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険 普通保険約款(一般物件用)または店舗総合保険普通保険約款の規定を適用して保険金を支払いま
  - (注1) 価額協定保険特約第7条(保険の対象の価額の増加または減少)の規定によって再評価した 場合には、その再評価額とします。

- (注2) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。
- (AEZ) 画報画かに保持物とで打けしない。 いて、または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害者とのとき他の長期保険契約(注)により保険金が支払われないときは、その損害については、価額協定保険幹約第3条(損害保険金の実担払)および第4条(本害保険金の支払額)の規定は適用せず、任宅火災保険普通保険約 (4) 款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款(一般物件用)または店舗総合保険普通保険 約款の規定を適用して保険金を支払います。
  - (注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

## (21) 価額協定保険特約付帯契約の継続に関する特約(年払契約用)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の音味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
価額協定保険特	価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)、価額協定保険特約(建物新価・家財
約	時価用)をいいます。
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

- (1) この特約は、当会社と保険契約者の間に、保険契約の継続と継続される保険契約の保険金額の調整
- について、あらかじめ合意がある場合に付帯されます。 (2) この特約の保険の対象は、価額協定保険特約が付帯されたものに限ります。

#### 第3条 (保険契約の継続)

- 第3条 (保険契約の継続)
  (1) この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約は継続されるものとします。以後毎回同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が近正されたことに伴い、この保険契約に付常される地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。
- (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交

#### 第4条 (継続契約の保険期間)

- (1)継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。
- ) (1) の規定にかかわらず、当会社と保険契約者の間に合意がある場合の継続契約の保険期間は、 合意に基づく年数とします。 第5条 (継続契約の内容)
- (1) この保険契約は、(2)、第6条(継続契約の地震保険の保険金額)および別表に定める内容を除
- き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続(注)されるものとします。 (2)この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契
- かの保険料を口座振替の方法により払い込むともは、継続契約には同特約を付帯するものとします。 )(1)および(2)の規定にかかわらず、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限 当会社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することがあります。
  - (注) 同一の内容で継続 継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

#### 第6条 (継続契約の地震保険の保険金額)

(1) この保険契約に地震保険が付帯されている場合には、継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式 によって算出した額とします。

継続契約の保険金額 継続契約の地震 継続前契約の地震 保険の保険金額 保険の保険金額 継続前契約の保険金額

- (1) の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律 (昭和41年法律第73号) 第2条(定義) 第2項第4号記載の最小割合を下回る場合は、継続契約の地 震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。 (3) (1) および(2) の規定により算出した継続契約の地震保険の保険金額が、限度額(注) を超え
- る場合には、限度額(注)を継続契約の地震保険の保険金額とします。
- (4) この保険契約に行者とない。 (4) この保険契約に行者とれている協商協定保険料約に追加特約が行者され、かつ、他の保険契約等に 地震保険が付着されている場合には、(3) の規定は適用しません。ただし、継続契約の地震保険の 保険金額が、限度額(注) から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超えると きは、その額を継続契約の地震保険の保険金額とします。

#### (注) 限度額

地震保険普通保険約款第5条(保険金の支払額)に規定する限度額をいいます。 第7条 (継続契約の払込方法)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払 込期日までに払い込むものとします。

#### 第8条 (継続契約の保険料領収前の事故)

- (1) 保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険 料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりませ
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに継続契約の保険料を払い込んだ 場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しませ
- (3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき

保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から継続契約の保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (継続契約の保険料領収前の保険金支払)

第8条 (継続契約の保険料領収前の事故) (2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料の払 込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険 契約者は継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第10条 (当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、継続契約の始期目から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第11条 (継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項(注) に変更があった 場合は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) (1) の告知については普通保険約款の告知義務に関する規定および価額協定保険特約に定める保険の対象の評価または再評価のための告知に関する規定を適用します。 (注) 台和事項
  - 。 普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項および価額協定保険特約に定める評価 事項をいい、当会社が継続前に送付する書面等によって確認する事項をいいます。

#### 第12条 (特約の失効)

この保険契約に団体扱・集団扱特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力を生います。

第13条 (準用規定)

この等約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、統契約については普通 保険約款および他の特約の「保険証券」は「統統証等」と誘み替えるものとします。

#### <別表> 継続契約の内容(同一条件の例外)

(3)32() 42.005(	W2-21 2 TT (1.2 NC11 -2 D221	,
	項目	更新の内容
保険金額関連	建築費または物価の変動 等に従って、評価額の調 整および保険金額の再設 定が必要となった場合	① 継続契約の評価額 (注1) は、この保険契約の評価額 (注1) を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建等費または物価の変動等に従って調整して算出した額とし、継続証等に記載するものとします。 ② 継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額 (注1) に継続証等記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。 ③ ②の規定にかかわらず、この保険契約に付帯されている場合には、継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額から追加特約(他の保険契約等がある場合の取扱い)(1)に規定する他の保険契約等がある場合の取扱い)(1)に規定する他の保険契約等がある場合の取扱い)(1)に規定する他の保険契約等の保険金額を差し引いた額によって定めるものとします。
保険料率関連・ 約款・制度	当会社が、制度・料率等 (注2)を改定した場合	継続契約に適用される制度・料率等(注2)は、継続契 約の始期日における制度・料率等(注2)とします。

(注1)評価額

この保険契約に付帯される価額協定保険特約第2条(保険の対象の評価(1)に規定する評価額をいいます。

(注2) 制度・料率等

### (22) 新価保険特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
減価割合	再調達価額から時価額を差し引いた額の再調達価額に対する割合をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
復旧	保険の対象と同一用途のものを、同一敷地内において修理または再築もしくは再取 得することをいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を差し引いた残額を いいます。
時価支払額	この特約がないものとして算出した損害保険金の額をいいます。
時価損害額	この特約がないものとして算出した損害額をいいます。
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。

普火約款

この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)、火災保険普通保険約款(工場物件用)または火災保険普通保険約款(倉庫物件用)をいいます。

第2条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、建物、設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品であって、その減価割合が50% 以下であるものに適用されます。

第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)

この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象の再調達価額によって定めます。

第4条 (減価物件に対する保険金額の制限)

(1) この特約締結の時または締結の時以降において、この特約の保険の対象に一定割合を超える減価が 生じている場合においては、その保険金額は、再調達価額に所定の係数を乗じて得た額の範囲内にお いて定めるものとします。

(2) (1) の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとします。

#### 第5条(復旧義務)

被保険者は、この特約の保険の対象に損害が生じた日から2年の期間内に、その保険の対象を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

第6条 (復旧の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、第5条(復旧義務)に定める復旧をした場合は、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者は、復旧する意思がない場合または第5条(復旧義務)に定める復旧をする意思がない場合は、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (3) 被保険者の要求がある場合は、当会社は、(1)の規定にかかわらず、時価支払額を限度に保険金の内払をすることがあります。

#### 第7条 (損害保険金の限度)

当会社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の対象を復旧するために実際に 要した額を超えないものとします。

第8条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、第6条(復旧の通知) (1) の通知があった場合は、普通保険約款の規定を次のとおり 読み替えて適用します。
  - (2) 普通保険約款が住火約款である場合 第29条(保険金の支払時期)(1)および(2)において、「請求完了日(注1)」とあるのを 「請求完了日(注1)または新価保険特約 第6条(復旧の通知)(1)の通知日のいずれか遅い 日」と読み替えます。
  - ② 普通保険約款が住総約款である場合 第34条(保険金の支払時期)(1) および(2) において、「請求完了日 (注1) 」とあるのを 「請求完了日 (注1) または新価保険特約 第6条(復旧の通知)(1) の通知日のいずれか遅い 日」と読み替えます。
  - ③ 普通保険約款が店総約款である場合 ア、第35条(保険金の支払時期)(1)において、「第34条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)」とあるのを「第34条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価

保険特約第6条 (後旧の通知) (1)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。 イ. 第33条 (保険金の支払時期) (2)において、 語宗完了日」とあるのを「請求完了日または 新価保険特約第6条 (復旧の通知) (1)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

④ 普通保険約款が普火約款である場合

 第20余 (保険産の文払時期) (2) において、「雨水売」日」とめるので「雨水売」日または 新価保険等約 第6条 (復旧の通知) (1) の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 (2) 当会社は、第6条 (復旧の通知) (2) の通知があった場合は、普通保険約款の規定を次の

(2) 当会社は、第6条(復旧の通知)(2) の通知があった場合は、普通保険約款の規定を次とおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款が住火約款である場合

第29条(保険金の支払時期)(1)および(2)において、「請求完了日(注1)」とあるのを「請求完了日(注1)または新価保険特約 第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

② 普通保険約款が住総約款でもる場合 第34条(保険金の支払時期) (1) および(2) において、「請求完了日 (注1) 」とあるのを 「請求完了日 (注1) または新価保険特約 第6条(復旧の通知) (2)の通知日のいずれか遅い

日」と読み替えます。 ③ 普通保険約款が店総約款である場合

- ① 自 団 (保険金の (保険金の 支払時期) (1) において、「第34条(保険金の 請求) (2) の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)」とあるのを「第34条(保険金の請求) (2) の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価保険蜂約 第6条(復旧の通知)(2) の通知日のいずれか遅い日」と誘ふ巻きます。
- 、保険特別・分子等に完了。」日、以外において、前末売り、日、いいます。または新加 保険特別・66条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれが遅い日」と読み替えます。 イ、第33条(保険金の支払時期)(2)において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または 新価保険等約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

④ 普通保険約款が普火約款である場合

7 第29条 (保除金の支払時期) (1) において、「第28条 (保除金の請求) (2) の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)」とあるのを「第28条 (保険金の請求) (2) の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価保険特約第6条 (後旧の通知) (2) の適知日のいずれか選い日」と読み替えます。 1、第29条 (保険金の支払時期) (2) において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または

. 第29条(保険金の文払時期)(2)において、「前氷元」日」とめるのを「前氷元」日また 新価保険特約 第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日|と読み替えます。 第9条 (この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合にお

いては、当会社は、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。 ① 他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額が、時価損害額に不足する額を限度とし

て、損害保険金を内払します。 第6条(復旧の通知)(1)の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等がないものと して算出した損害保険金の支払額から①の内払の額を差し引いた残額を支払います。

②の残額は、第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)の損害の額、第4条(減価物件に対す る保険金額の制限)の保険金額の制限額または第7条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額 のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

第10条 (復旧を行わなかった場合等における損害保険金の支払額)

(1) 当会社は、次の①から③までの場合においては、時価支払額によって損害保険金を支払います。 ① 復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合

再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合 第5条(復旧義務)に定める復旧を行わなかった場合または復旧の意思のないことを書面をもっ (3) て当会社に申し出た場合

)(1) の場合において、この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合においては、当会社は、第9条(この特約を付帯しない他の保険契約等がある 場合の損害保険金の支払額)①の規定を準用して、損害保険金を支払います。

第11条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中 「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものと します。

#### (別表)

減 価 割 合	係数
① 30%を超え40%以下の場合	90%
② 40%を超え50%以下の場合	80%

(注)上表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準(100%)とした場合の百分率(%)と なります。

### (23) 特殊包括に関する特約(普火用)

#### 「用語の定義」

この特約において使用される用語の定義は、火災保険普通保険約款(一般物件用)(以下「普通保険約 款 といいます。)による場合のほか、次のとおりとします。

用 語	定 義
明細書	保険申込書添付の明細書をいいます。
敷地内	保険証券記載の敷地内をいいます。
協定保険価額	当会社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
付保割合	保険証券または明細書記載の付保割合をいいます。
追加物件	第1条 (保険の対象およびその範囲) の規定により保険の対象とすべき物件をいい、同条 (3) に規定する物を除きます。ただし、同条 (3) ①から③までに規定する物については、保険契約締結時にその物件のすべてを保険の対象とする旨の約定がある場合は保険の対象とすべき物件とします。

#### 第1条(保険の対象およびその範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、敷地内(注)に所在し、かつ、保険契約者が所有するすべて の物件とします。

(注) 九州およびそれ以南の地区にある敷地は対象外とします。

(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいま

(2) 火災保険普通保険約款(一般物件用)(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(保険の対 象の範囲) (2) に掲げる物

③ 坑道内所在物件

(1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券または明細書に明記されていない場合は、 保険の対象に含まれません。

基礎工事、門、塀または垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟 橋

② 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車または被牽引車

③ 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品 (設備・什器等といいます。)

他人に貸与または管理を委託している物

普通保険約款第3条(保険の対象の範囲) (3) ②または③に掲げる物

(3) 店地 内壁砂板 帯る米、体煙が対象が配置いるしているまたは、(2) および (3) に掲げる 物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が 異なる契約である旨を保険由込善に明記して、保険の対象とすることができます。

#### 第2条 (保険の対象の価額の通知)

保険契約者は、保険契約締結時において、それぞれの保険の対象を取得した年次および取得した価額

ならびにそれぞれの保険の対象の所在地におけるその時の価額を当会社に通知するものとします。

第3条 (保険の対象の価額の協定)

(1) 第2条(保険の対象の価額の通知)の規定に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の 価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を明細書に記載するものとします。

(2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象に次のいずれかに該当する事実が発生した場合に は、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、(1)の協定保険価額を修正す るものとします。

① 保険契約者が第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を取得 した場合

保険の対象である物件が増築または増設された場合

(3) 保険の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合

保険の対象が敷地内から取り除かれた場合 この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象が減失した場合

(3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2)③に掲げる場合を除きます。) は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修((2)②に掲げる場合を除きます。)等により 保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を 修正するものとします。

(5) 保険の対象について当会社が損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その 保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する 協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われたときは、(2)①または② の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

(6) 付保割合条件付実損払等が付帯されている場合において、その保険の対象について支払わるべき損害保険金の額が第6条(損害保険金の支払額)(2) に定める限度額に達したときは、その保険の対象の残存部分は自動的に保険の対象から終わされるものとします。ただし、保険契約者は、その 残存部分を(2)①の場合に進じてあらためて保険の対象に加えることができます。

#### 第4条 (保険金額)

(1)保険金額は、敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対 象の協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額とします。

品取りの治平にここにてれてれら出して体限率額を定める場合には、られ平比ことの場では映画額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。
(3) 第3条(保険の対象の価額を協定し、2)、(4)、(5)ただし書および(6)ただし書の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に 加えまたは差し引くものとします。

#### 第5条 (保険料の返還または請求)

第4条(保険金額)(3)の場合においては、当会社は、同条(3)に定める保険金額の増減分に対 し未経過期間について日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第3条(保険の対象の価額の協定)(5)ただし書の規定による保険金額の増額分(損害発生前の協定保険価額に相当 する額までの増額分をいいます。)に対しては、保険料を請求しないものとします。

第6条(損害保険金の支払額)

(1) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、普通保険約 款第4条(保険金の支払額) (1) および(2) の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額をもって支払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗 て得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第4条(保険金の支払額)(1) および(2) の規定による損害の額を損害保険金として支

払います。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。 (3) 損害発生時において、保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合 を乗じて得た額に不足する場合 (第4条 (保険金額) (2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、包括単位の保険金額がその包括単位のすべての保険の対象の価額の合計額に付保割 

第7条 (他契約の禁止)

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、敷地内に所在する保険の対象について、この特約が付帯 された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。

#### 第8条(自動補償)

(1) 当会社は、保険期間中に、保険契約者が敷地内において追加物件を取得した場合(第3条(保険の 対象の価額の協定) (2) ②の増築または増設部分および同条(5) ただし書の修復部分を含みま スペン・ロッパン・ロッパー ステージョン・ロース は一般に対していません。 において、その追加物件の価額に付保制合を乗じて得た額が保険契約締結時における保険金額(第4条(保険金額)(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、包括単位の保険 金額 の30% (20億円を超えるときは20億円。以下(4)において「自動補償限度額」といいま す。)以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取 得した日からその日を含めて翌月末日までの期間に限りその追加物件に生じた指案に対しても、この 特約に従い、損害保険金を支払います。

(2) 保険契約者が (1) に定める期間内に書面をもって追加物件を取得した旨を当会社に通知した場合には、当会社は、(1) の規定にかかわらず、その後の期間についてもその追加物件に生じた損害に

対して、損害保険金を支払います。

別して、損害体内変を支払います。 り(1)または(2)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価 額を協定保険価額とみなし、これに付保割合を乗じて得た額を損害発生時の保険金額に加算した額を もって、保険金額とみなして第6条(損害保険金の支払額)の規定を適用します。

(4) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。

の利にな垣加物行に利しては、(1)の販定は週刊しません。 (5) (1) の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対 して日割をもって計算した保険料を保険期間満了時に当会社へ支払うものとします。 (6) (5) の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了前にその追加物件にかかわる保険料を支払 った場合は、(4) の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額に付保割合を乗じた額を差し引

いた残額を. (4) の累計額とします。

#### 第9条(保険料の返還または請求)

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保 険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を 返還または請求します。

#### 第10条 (準用規定)

この特勢に規定しない事項については、普通保険約款第4条(保険金の支払額)(2)および (3)の規定を除き、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯 される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険金額」とあるの を、「協定保険価額に付保割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

### (24) 特殊包括に関する特約(普火用)・自動追加特約

この追加特約は、特殊包括に関する特約(普火用) (以下「特殊包括特約」といいます。) に自動的に 付帯されます

#### 第1条(長期保険料一括払特約が付帯されている場合の取扱い)

の保険契約に長期保険料一括払特約が付帯されている場合には、特殊包括特約の規定を、それぞれ 次のとおり、読み替えるものとします。

## ① 特殊包括特約 第5条 (保険料の返還または請求) の規定 「第5条 (保険料の返還または請求)

第4条(保険金額)(3)の場合においては、当会社は、同条(3)に定める保険金額の増減 分につき、この保険契約の保険金額が増額または減額された日の保険契約の条件に基づき計算し た保険料に対し、未経過期間に対応する当会社の定める長期保険未経過係数(以下「未経過係 数 といいます。)を乗じて計算した保険料を返還または請求します。ただし、この保険契約に おいて当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、損害発生の目の属する保険 年度中(初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当 日から1年間をいいます。以下同様とします。)に、第3条(保険の対象の価額の協定) (5) ただし書の規定により保険金額を増額したときは、その増額分(損害発生前の協定保険価 額に相当する額までの増額分をいいます。)に対しては、保険料を請求しないものとします。

#### ② 特殊包括特約第8条(自動補償)の規定

(1) の規定中「保険契約縮結時における保険金額」とあるのを、「その物件を取得した日の属する保険年度の初日における保険金額」、(4) の規定中「追加物件の取得が自回以上」とあるのを、「追加物件の取得が同一保険年度中に2回以上」(5) の規定中「取得した日以後の末経過期間に対して日割をもって計算した保険料を保険期間満了時に」とあるのを、「取得した日の保険 契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保 険料を次の応当日(最後の保険年度においては保険期間満了時)に」、 (6) の規定中「保険期間 満了前にしとあるのを、 「(5)の応当日(最後の保険年度においては保険期間満了時)前に 」

#### 第2条 (地震火災費用保険金の支払額)

の保険契約において、2以上の保険の対象について一括して保険価額を協定した場合には、火災保 険普通保険約款(一般物件用)第1条(保険金を支払う場合)(6)の地震火災費用保険金の支払額に ついては、それぞれの保険の対象の保険価額の割合によって協定保険価額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する協定保険価額とみなして算出します。

#### 第3条 (新価保険特約が付帯されている場合の準用規定)

この保険契約に新価保険特約が付帯されている場合において、新価保険特約に規定しない事項につい ては、特殊包括特約の規定を準用します。ただし、この場合において、特殊包括特約第6条 (損害保険金の支払額)の規定中「保険の対象の価額」とあるのを、「保険の対象の再調達価額」と、特殊包括特 約第8条(自動補償)の規定中「追加物件の価額」とあるのを、「追加物件の再調達価額」とそれぞれ 読み替えるものとします。

#### 第4条(拡張補償特約が付帯されている場合の取扱い)

たは②のいずれかに該当する特約の規定により損害保険金が支払われるべき損害について は、特殊包括特約第8条(自動補償)の適用はないものとします。

① 水災危険補償特約

## (25) 複数敷地内特殊包括に関する特約(普火用)

#### 「用語の定義|

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款(第1条(適用される普通保険約款)の規定 により、この特約に付帯される普通保険約款をいいます。)による場合のほか、次のとおりとします。

用 語	定 義
一般約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
工場約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。
倉庫約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(倉庫物件用)をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款 (一般物件用)、火災保険普通保険約 款 (工場物件用)、火災保険普通保険約款 (倉庫物件用)をいいます。
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
明細書	保険申込書添付の明細書をいいます。
対象法人	明細書に記載された法人をいいます。
協定保険価額	当会社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
追加敷地内	明細書に記載のない敷地内をいいます。
付保割合	保険証券または明細書記載の付保割合をいいます。

#### 追加物件

第2条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件をいい 同条(3)に規定する物を除きます。ただし、同条(3)①から⑤までに規定する物 については、保険契約締結時にその物件のすべてを保険の対象とする旨の約定がある 場合は保険の対象とすべき物件とします。

#### 第1条 (適用される普通保険約款)

この保険契約の保険の対象に対して適用される普通保険約款は次のとおりとします。

保険の対象が一般物件(当会社が別に定める一般物件をいいます。以下この特約において同様と します。)に該当する場合には、一般約款を普通保険約款として適用します。

② 保険の対象が工場物件(当会社が別に定める工場物件をいいます。以下この特約において同様と します。) に該当する場合には、工場約款を普通保険約款として適用します。

) 保険の対象が倉庫物件(当会社が別に定める倉庫物件をいいます。以下この特約において同様と します。)に該当する場合には、倉庫約款を普通保険約款として適用します。

保険の対象が住宅物件(当会社が別に定める住宅物件をいいます。以下この特約において同様と します。)に該当する場合には、住火約款を普通保険約款として適用します。

#### 第2条 (保険の対象およびその範囲)

この保険契約における保険の対象は、保険契約者または対象法人が所有し、かつ、明細書記載の保 険の対象に関する条件に該当するすべての物件(注)とします。

(注) 九州およびそれ以南の地区に所在する物件は保険の対象には含まれません。

(1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。 ① 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

② 坑道内所在物件

(1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券または明細書に明記されていない場合は、 保険の対象に含まれません。

① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは桟橋。 ただし、保険の対象が、当会社が別に定める住宅物件に該当する場合の門、塀または垣については 除きます。

② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

③ 走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車、牽引車、または被牽引車

貯蔵または納置の目的をもって収容された設備、装置、機械、器具、工具、代盤または備品

他人に貸与または管理を委託している物 保険の対象が一般物件、工場物件または倉庫物件に該当する場合には、普火約款第3条(保険の 対象の範囲) (2) ③から⑤までに掲げる物

保険の対象が住宅物件に該当する場合には、住火約款第4条(保険の対象の範囲)(2)②から ④までに掲げる物

(4) (1) の規定にかかわらず、明細書記載の保険の対象に関する条件に該当する他人所有の物は、

(2) および(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者または対象法人のいずれかが占有 管理しているものに限り、その物件の所有者を明細書に明記して、保険の対象とすることができま

#### 第3条 (明細書の記載)

○ (保険契約者は、保険契約締結時において、第2条(保険の対象およびその範囲)の規定による保険の対象が所在する敷地内について、明細書に敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとし 当会社が別の取扱いを定めた場合を除きます。

#### 第4条 (保険の対象の価額の通知)

保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象を取得した年次および取得した価額ならびに 各保険の対象の所在地におけるその時の価額を当会社に通知するものとします。

#### 第5条 (保険の対象の価額の協定)

(1) 第4条(保険の対象の価額の通知)の規定に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を明細書に記載するものとします。

(2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(明細書に記載されている敷地内に限ります。(2) および 3) において同様とします。) において保険の対象に次のいずれかに該当する事実が発生した場合 には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、(1)の協定保険価額を修正 するものとします。

保険契約者または対象法人が第2条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とす べき物件を取得した場合(ただし、他の敷地内から移転した場合を除きます。)

保険の対象である物件が増築または増設された場合

保険の対象が敷地内から取り除かれた場合(ただし、他の敷地内に移転した場合を除きま

す。)) この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象が減失した場合 でなみかるよ師の地面に移転した場合、または、一つの敷地内

(3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合、または、一つの敷地内から他の敷地 内に移転した場合((4) において「複数敷地内間移転」といいます。)は、その移転に伴い協定保 険価額は自動的に修正されるものとします。ただし、移転後に保険の対象に適用される普通保険約款は第1条(適用される普通保険約款)の規定に従います。

(4) 複数敷地内間移転において、1回に移転される保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た 額が、保険契約締結時における保険金額(第7条(保険金額)(2)の規定により包括単位ごとに保 険金額を定めた場合は包括単位の保険金額)の10%または20億円のいずれか低い額を超えるときに は、保険契約者は、その都度書面をもって当会社に通知しなければなりません。

(5) 保険期間の中途において、物価の変動または改修((2)②に掲げる場合を除きます。)等により 保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を 修正するものとします。

(6)保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とし ます。ただし、その保険の対象について修復が行われたときは、(2)①または②の場合に準じて協

定保険価額を修正するものとします。 付保割合条件実損払特約が付帯されている場合において、その保険の対象について支払われるべき 損害保険金の額が第9条(損害保険金の支払額)(2)に定める限度額に達したときは、その保険の 対象の残存部分は自動的に保険の対象から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残 存部分を(2)①の場合に準じてあらためて保険の対象に加えることができます。

第6条(追加敷地内の取扱い)

(1) 保険契約締結の後、保険契役者または対象法人が追加敷地内において、第2条(保険の対象および その範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合には、保険契約者は、その都度書面 

(2) 追加敷地内に所在する保険の対象に適用される普通保険約款は第1条(適用される普通保険約

款)の規定に従います。

第7条 (保険金額)

(1) 保険金額は、すべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額

(1) 休快 電報は、リーマン 体膜の対象を じっして たいる りゃく こく こん・フィート かった かった かった でんかった すべての保険の対象について 保険証券また は 明細書記載の包括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合 を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。

(3) 第5条(保険の対象の価額の協定)(2)、(5)、 (6) ただし書および(7) ただし書ならび に第6条(追加敷地内の取扱い)の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価 額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分に付保割合を乗じて得た 額を保険金額の増減分として保険金額に加えまたは差し引くものとします。

第8条 (保険料の返還または請求)

第7条(保険金額)(3)の場合においては、当会社は、同条(3)に定める保険金額の増減分に対 し未経過期間について日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第5条(保険の対象の価額の協定)(6)ただし書の規定による保険金額の増額分(損害発生前の協定保険価額に相当 する額までの増額分をいいます。)に対しては、保険料を請求しないものとします。

第9条 (損害保険金の支払額)

- (1)保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象が一般物件、工場物件または倉庫物件に該当する場合は普火約款第4条(保険金の支払額)(1)の 規定、保険の対象が住宅物件に該当する場合は住火約款第5条(保険金の支払額)(1)それぞれの MAC、 MASCAMANIC TANIFIC MET 3 を 物日はILX 利利がある米 (体内をひえ払譲) (1) ぞれぞれの 規定 (以下この条において「損害額規定」といいます。) による損害の額に付保割合を乗じて得た額 をもって支払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。
- (2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、損害 額規定による損害の額を損害保険金として支払います。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付

保割合を乗じて得た額を限度とします。

- (3) 損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協定保険 価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合(第7条(保険金額)(2)の規 定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のそ の保険の対象が属する包括単位におけるすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらの保険 の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。)は、当会社は、その不足する割合によって (1) または (2) の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。
- (4) 1回の事故につき、複数の敷地内の保険の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに
- (3) の規定を適用します。
- 03) の保定と適用します。 り 2以上の敷地内に所在する保険の対象を一括して保険価額を協定した場合には、その協定保険価額を設定した敷地内ごとの保険の対象の価額の割合によって協定保険価額を比例配分し、その比例配分 額をそれぞれの協定保険価額とみなして(1)から(4)までの規定を適用します。

第10条(他契約の禁止)

保険契約者および対象法人は、この保険契約の保険期間中、第2条(保険の対象およびその範囲)の 保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができませ

第11条(自動補償)

(1) 当会社は、保険期間中に、保険契約者または対象法人が敷地内(追加敷地内を含みます。) において追加物件を取得した場合(第5条(保険の対象の価額の協定) (2)②の増築または増設部分およ に加州ではまただ」と物質を対象を表す。こことは、これでは、その追加物性の研究というでは、 び同条(6)ただし書の修復部分を含みます。ここおいて、その追加物性の細額に付保制合を集じて 得た額が保険契約締結時における保険金額(第7条(保険金額)(2)の規定により包括単位ごとに 保険金額を定めた場合は、包括単位の保険金額 の30%(20億円を超えるとらは20億円)。

(4) において「自動補償限度額」といいます。) 以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日からその日を含めて翌月末日までの期間に限りその追加物件に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(2) 保険契約者が(1) に定める期間内に書面をもって追加物件を取得した旨を当会社に通知した場合 には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、その後の期間についてもその追加物件に生じた損害に 対して、損害保険金を支払います。

(3) (1) または (2) の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価

- 額を協定保険価額とみなして第9条(損害保険金の支払額)の規定を適用します。 (4) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額の累計額 と新たな追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、そ
- と対しておいて、 の新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。 (5) (1) の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して目割をもって計算した保険料を保険期間満了時に当会社へ支払うものとします。 (6) (5) の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了前にその追加物件にかかわる保険料を支払、
- った場合は、(4)の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額に付保割合を乗じた額を差し引いた残額を、(4)の累計額とします。

第12条 (保険料の返還または請求)

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保 険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を 返還または請求します。

第13条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、保険の対象が一般物件、工場物件または倉庫物件に該当する 場合は普火約款第4条(保険金の支払額) (2) および(3) の規定、保険の対象が住宅物件に該当する場合は住火約款第5条(保険金の支払額) (2) および(3) の規定を除き、この特約の趣旨に反し

ない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場 ない感り、この振興医科の音型は保険を励めませいには、日本のでは、「協定保険価額に付限割合を乗じた額」と読み替えるものとします。ただし、2以上の敷地内に所在する保険の対象を一括して保険価額を協定した場合において、普通保険約款に規定する費用保険金の第出にあたり敷地内ごとの協定保険価額を募出する必要があるときは、第9条(損害保険金の支払額)(5)の規定を準用するものとします。

### (26) 複数敷地内特殊包括契約に関する特約(普火用)・自動追加特約

この追加特約は、複数敷地内特殊包括契約に関する特約(普火用)(以下「特殊包括特約」といいま す。) に自動的に付帯されます。

第1条(長期保険料一括払特約が付帯されている場合の取扱い)

この保険契約に長期保険料一括払特約が付帯されている場合には、特殊包括特約の規定を、それぞれ 次のとおり、読み替えるものとします。

① 特殊包括特約第8条(保険料の返還または請求)の規定

「第8条 (保険料の返還または請求)

第7条(保険金額)(3)の場合においては、当会社は、同条(3)に定める保険金額の増減 こつき、この保険契約の保険金額が増額または減額された日の保険契約の条件に基づき計算 した保険料に対し、未経過期間に対応する当会社の定める長期保険未経過係数(以下「未経過係 数」といいます。)を乗じて計算した保険料を返還または請求します。ただし、この保険契約に おいて当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、損害発生の日の属する保険 

② 特殊包括特約第11条(自動補償)の規定 (1) の規定中「保険契約締結時における保険金額」とあるのを、「その物件を取得した目の属 する保険年度の初日における保険金額」、(4)の規定中「追加物件の取得が2回以上」とあるのを、「追加物件の取得が同一保険年度中に2回以上」、(5)の規定中「取得した日以後の未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を保険期間満了時に」とあるのを、「取得した日の保険 契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保 | 険料を次の応答日(最後の保険年度においては保険期間満了時)に」、(6)の規定中「保険期間 満了前に」とあるのを、「(5)の応答日(最後の保険年度においては保険期間満了時)前に

第2条 (地震火災費用保険金の支払額)

この保険契約において、2以上の保険の対象について一括して保険価額を協定した場合には、火災保 この採販契約において、2以上の採販の対象について一括して採販価額を協定した場合には、火災除 除善通保除約款 (一型物件用) 第1条(保除金を支払う場合)(6)または火災保険普通保険約款 (工場物件用)第1条(保険金を支払う場合)(8)の地震火災費用保険金の支払額については、それ ぞれの保険の対象の保険価額の割合によって協定保険価額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの 保険の対象に対する協定保険価額とみをして禁止します。 第3条(新価保険特約が付書されている場合の準用規定)

3.米、新加味保持19かり19電イにいる。第二の平角が足が この保険契約に新価保険特約が19電されている3場合において、新価保険特約に規定しない事項につい ては、特殊包括特約の規定を準用します。ただし、この場合において、特殊包括特約第6条、損害保険 金の支払額の の規定中「保険の対象の価額」とあるのを、「保険の対象の再調産価額」と、特殊包括特 約第11条(自動補償)の規定中「追加物件の価額」とあるのを、「追加物件の再調達価額」とそれぞれ 読み替えるものとします

第4条(拡張補償特約が付帯されている場合の取扱い)

次の①または②のいずれかに該当する特約に規定により損害保険金が支払われるべき損害について は、特殊包括特約第11条(自動補償)の適用はないものとします。 水災危険補償特約

地震危険補償特約

### (27) 免責金額特約(普火契約・時価用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険証券記載の免責金額設定単位(第4条(保険金の支払額)において「免責金額設定 単位」といいます。)にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下
- 日禄とします。) 日禄とします。) 前品・製品等 (商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第 4条において同様とします。)

第2条 (保険の対象の評価)

建物または設備・仕器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者また は被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、評価した額(以下「評価額」といいます。)を保険 証券に記載するものとします。

第3条(保険金額)

保険の対象である建物または設備: 作器等の保険金額は、第2条(保険の対象の評価)の規定による評価額に保険証券記載の付保割合(第4条(保険金の支払額)において「付保割合」といいま す。)を乗じて得た額により定めます。

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2) または(3)の規定によって算出し た額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険証券記載の免責金額を差し引くべき額(以下「免責金額適用対象額」といいます。) は、次の 規定によって算出した額とします。
  - ① 保険の対象である建物または設備 "什器等に当会社がこの特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条 保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生た場合には、普通約款第4条 (保険金の支払額)(1)の規定による損害の額に付保剥合を乗じ て得た額を免責金額適用対象額とします。

- ② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。
- ③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条(2)または(3)の規定によって算出した額を免責金額適用対象額とします。
- (3) 特殊、包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害保険金の算出方法を変更する 特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定に よって算出した損害保険金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額特約 (普欠契約・時値用)が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。
- (4)この保険契約に臨時費用補償特約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨費特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

#### 第5条 (保険の対象の価額の増加または減少)

- (1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備 "什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。 (1) 物件の取得
  - ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
  - ③ 一部減失および一部減失後の修復(この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第 1条(保険金を支払う場合)の事故による保険の対象の一部減失および一部減失後の修復を含みます。
- (2) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険 金額を変更するものとします。
- (3) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経週期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、保険の対象の一部減失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部減失後の修復によって保険金額が増額(相乗発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。)されるときは除きます。
- (4) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料額収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものと みなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

### 第6条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第5条(保険の対象の価額の増加または減少)(2)に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。(2)保険契約者または被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合に
- (2)保険契約者または被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第7条 (保険金支払後の保険契約の終了)

- (1) 当会社が普通約款第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第4条 (保険金の支払額) (2) または(3) の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき保険金額 (保険金額が保険価額を起える場合は、保険価額とします。) の805に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

#### 第8条(他の特約の保険金との関係)

普通約款に他の解約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害 (普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。)に対しては、第4条(保険金の支払額)の規定は適用しません。

#### 第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### (28) 免責金額特約(普火契約・新価用)

#### 第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険証券記載の免責金額設定単位(第5条(保険金の支払額)において「免責金額設定単位」といいます。)にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下 同様とします。)
- ② 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第 5条において同様とします。)

#### 第2条(保険の対象の評価)

建物または設備・H 器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額(以下「評価額」といいます。)を保険証券に記載するものとします。

#### 第3条 (保険金額)

保険の対象である建物または設備・什器等の保険金額は、第2条(保険の対象の評価)の規定による評価額に保険証券記載の付保割合(第5条(保険金の支払額)において「付保割合」といいま

す。)を乗じて得た額により定めます。

#### 第4条 (損害保険金を支払うべき損害の額)

建物または設備・作器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として 支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその除険の対象の再調達価額によって定 めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を移理することができるときには、その損害が生 じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を関度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害 が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害 が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な 修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、か つ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費 は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物 = 損害の額 がある場合は、その価額 = 損害の額

#### 第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2) または(3) の規定によって算出した額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2)保険証券記載の免責金額を差し引くべき額(以下「免責金額適用対象額」といいます。)は、次の規定によって算出した額とします。
  - ① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社がこの特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、第4条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。
    ② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の再調達価額に付保割
  - (2) ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の再調達価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。
  - ③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条(保険金の支払額)(2)または(3)の規定によって算出した額を 免責金額適用対象額とします。
- (3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害保険金の第出方法を変更する 特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定に よって算出した損害保険金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額特約 (普火契約・新価用)またはこれに類似の特約が付帯されているときは、支払限度額の適用がないも のとして貸出した額を免責金額適用対象額とします。
- (4) この保険契約に臨時費用補償等約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨費特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象上損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分しその比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおめの別に算出します。

#### 第6条(保険の対象の価額の増加または減少)

- (1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備 "什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の再調達価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。 (1) 物件の取得
  - ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
  - ③ 一部滅失および一部滅失後の修復(この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第 1条(保険金を支払う場合)の事故による保険の対象の一部滅失および一部減失後の修復を含みま す。)
- (2) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経週期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、保険の対象の一部減失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部減失後の修復によって保険金額が増額(損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。)されるときは除きます。
- 4) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料額収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第7条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- (1)保険契約者または被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第6条(保険の対象の価額の増加または減少)(2)に規定する評価または再評価の応数当会が評価または再評価のために必要と認め部会した事項について、事実を下確に告げなければなりません。
- 加またはベップ、と)に死たする計画または行音についば、自会にかずに重なたは行音について、事実を正確に告げなければなりません。 (2) 保険契約者または被保険者が、(1) の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合に は、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請 求します。
- (3) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特勢の規定によって保険金を支払います。

#### 第8条 (保険金支払後の保険契約の終了)

- (1) 当会社が普通約款第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条 (保険金の支払額) (2) または(3) の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。なお、「保険価額」として、できり、
  - は、建物または設備・代器等が保険の対象である場合には、保険の対象の再調達価額とします。) の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時 に終了します。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規

定を適用します

#### 第9条(他の特約の保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害 (普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。) に対しては、第5条(保険金の支払 額)の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を進用し

ます。この場合において、保険の対象が建物または設備・什器等であるときは、普通約款の規定中 「再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、 通常の維持管理 (注1) が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

### (29) その他危険補償特約(A)

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)(以下「普通約款」といいま す。) 第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に加えて、この特約に従い、損害保険金を支払 います

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特 約に従い、損害保険金を支払います。

建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくは その積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂底、粉底、煤煙その他これらに類す る物の落下もしくは飛来、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きま す。以下(4)において同様とします。)または普通約款第1条(保険金を支払う場合)(2)もしくは本特約第1条(4)の事故による損害を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)によ る水濡れ。ただし、普通約款第1条(保険金を支払う場合)(2)もしくは本特約第1条(4)の 事故による損害または給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。以下②において同様と します。) 自体に生じた損害を除きます。 給排水設備に生じた事故

被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

- ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上また
- の対象である建物、家財または設備・仕器等(設備、装置、機械、器具、工具、仕器または備品を いいます。以下同様とします。) について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に 従い、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨も しくは預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用 カードを含みます。以下同様とします。)の盗難によって損害が生じたとき、または設備・代器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険をを支払いま ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件と します
  - ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ、落石等の水災によって (4) 保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、 この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が 建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それ ぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額(損害が生じた地および時における保険 の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から 使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、通常の維持管 理(注1)が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度とします。(注2)(注3)以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構 造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様 とします。)の30%以上の損害が生じた場合

#### (注1) 通常の維持管理

保険の対象	状 況
建物	外壁、屋根、畳、建具等、給排水設備、電気設備等の修理、修繕、清掃 等が必要に応じて行われていることをいいます。
建物	家具・家電類の手入れ、修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われていることをいいます。
機械・設備、 仕 器・備品等	定期または臨時のメンテナンスや修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われていることをいいます。なお、法定耐用年数を超過し、かつ使用されていないものは減価割合を100%とします。

(注2) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険 証券に明記されたものは減価額を定めないものとします。 (注3) 保険の対象が商品、製品等で ある場合、再調達価額とは再仕入れ価額をいい、使用による損耗、経過年数等に応じた減価額は 考慮しないものとします。

- 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(居住の用に供 する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土 間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。) または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。)より 45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の15% 以上30%未満の損害が生じた場合
- ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収 容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建 物または家財に損害が生じたとき。
- 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製 品、副産物または副資材をいいます。以下この条において同様とします。)を収容する建物が、床 上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・イー器等または 商品・製品等に損害が生じた場合
- (5) この保険契約に臨時費用補償特約 (30%用) または臨時費用補償特約 (10%用) (以下付帯されて いる特約を「臨費特約」といいます。)が付帯されている場合には、臨費特約第2条(臨時費用保険 金を支払う場合および支払額)の規定中、

一般約款第1条(保険金を支払う場合)(1)および(2)

とあるのを、 一般約款第1条(保険金を支払う場合)(1)および(2)ならびにその他危険補償特約 (A) 第1条 (保険金を支払う場合)

と読み替えて臨費特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

(6) 当会社は、(1) の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた 保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を いいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、この特約に従い、残存物取片づけ 費用保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、水 害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支 払いません
- )保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失 (1) または法令違反
- ①に規定する以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その 者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその 者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額に ついては除きます。

保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じ た場合を除きます。

- 保険契約者または被保険者が所有(所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以 / MRXTANJ 日 & ICH SMARKME 日 / MT 日 作田 MRX 共打 7 元 4 7 野八 し C 7 明 元 1 元 3 年 1 上 を 期間とする 負債契約により 借り入れた場合を 含みます。 なお、「所 有権 留保条項付売 買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含 んだ自動車の売買契約をいいます。)または運転(保険契約者または被保険者が法人である場合 は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。) する車 両またはその積載物の衝突または接触
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

前条(1)の事故または(5)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条 ∫ 自芸社は、大のいりれかに設当りる事由にようと生した損害(これ日かり事由にようと来生した関本の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
   戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害さ れ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によ って汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払 いません。

電気的事故による炭化または溶融の損害

機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害

③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(前条の事故が生
  - じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。) に対しては、保険金を支払いません。 ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管 理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、

浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ③ ねずみ食い、虫食い等

- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝落 ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社はこの特約により、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(6)の規定にかかわ

らず、普通保険約款別表1に掲げる物について生じた普通保険約款第1条(保険金を支払う場合) (2) の事故による損害に対して保険金を支払います。

第3条 (保険の対象の範囲)

- (1) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、普通保険約款第3条 (保険の対象の範囲) (3) に掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないか ぎり、保険の対象に含まれます。
- (2) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、 普通保険約款第3条(3)に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎ り、保険の対象に含まれます。
- (3) 家財が保険の対象である場合には生活用の通貨または預貯金証書に、設備・代器等が保険の対象 である場合には業務用の通貨または預貯金証書に、第1条(保険金を支払う場合) (3) の盗難による損害が生じたときは、普通保険約款第3条(2) の規定にかかわらず、保険証券に明記されていな い場合であっても、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう 保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財または設備・仕器等の保険金額は、これら以

外の保険の対象についてのものとします。

第4条 (損害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1) または(2) の損害保険金として支払うべき損害の 額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時におい て、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この 場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換 による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費 とします。)によって算出した額とします。

- (注1) 通常の維持管理(注2) が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に 相当する額を限度とします。
- (注2) 第1条(保険金を支払う場合) (7) ① (注1) に定める通常の維持管理をいいます。
- (注3) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険 証券に明記されたものまたは商品、製品等である場合、修理による増加額は考慮しないものとし
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、 そのために支出した必要な費用は、(1) の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険金額を限度と
- し、(1) および(2) の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。 (4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した 額を損害保険金として、支払います。

(5) 普通約款第3条(保険の対象の範囲) (2) ④に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含め た場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第5条(損害保険金の支払額ー通貨または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合) (3) の生活用の通貨または業務用の通貨の盗難の場合には、当会 社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の通貨の盗難については20万円を、また、業務用の 通貨の盗難については30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第1条(保険金を支払う場合)(3)の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場 合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の預貯金証書の盗難については200万 円または家財の保険金額のいずれか低い額を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円

または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、 支払います。

第6条 (水害保険金の支払額)

- (1) 当会社が第1条 (保険金を支払う場合) (5) ①の水害保険金として支払うべき損害の額は、第4 条 (損害保険金の支払額) (1) の規定による額とします。
- (2) 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合) (5) ①の水害保険金として、次の算式 (保険金額が保 険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払いま

保険金額 
$$\times \frac{-(1) \, \text{の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合} (70\%) = 水害保険金の額$$

(3) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(5)②の水害保険金として、次の算式(保険金額が保 降価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合(10%) = 水害保険金の額

(4) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合) (5) ③または④の水害保険金として、次の算式(保険 金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支 払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合(5%) = 水害保険金の額

(5) (3) および(4) の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合) (5) ②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度と します。

第7条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償す などはないながらいた。 かまないます。以下に保険をします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約をいいます。以下の機をします。)がある場合において、それぞれの保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共活金の額(以下「支払長任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表しまける支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金とし て支払います
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
  - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約等から 支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を 限度とします。
- (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険 り (1) の場合において、他の体性失わずに仕間は血酸な 医学として 昇山した 現古の 根からとの 保険 契約によって支払われるべき 損害保険金の額を 差し引いた 残額について保険金または 共済金 を支払う場合) (1) または (2) の損害保険金および同条 (4) ①の水害保険金については、その他の保険契約等がないものとして (1) の規定に基づいて算 出した額を支払います。

(1) の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(6)の残存物取片づけ費用保険金につき 支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を 適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定を おのおの別に適用します。

第9条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額 を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(損害保険金の支払額)(3)および(4)、第6条(水害保険金の支払額)(2)から(4)までの規定をおの おの別に適用します。

第10条 (損害防止義務および損害防止費用)

(1) 当会社は、この特約に従い、普通約款第26条(損害防止義務および損害防止費用)の規定を、次の とおり読み替えて適用します。

- 「第26条 (損害防止義務および損害防止費用) (1) 保険契約者または被保険者は、第1条 (保険金を支払う場合) およびその他危険補償特約 (A) 第1条 (保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、普通約款第1条(保険金を支払う場合) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、普通約款第1条(保険金を支払う場合) (1) の損害の発生または拡大の防止のために必要または看益な費用を支払したときは、ごの保険契約に適用される普通保険約款または締約の規定により保険金が支払われないとき(免責 の保険失約に適用される音面保険約減または分割の免止により保険並が支払かれないこと。(先員金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。)を除る、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します(同条(6)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただし、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から同条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みま す。) の修理費用または再取得費用
- 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費 用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合 は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条(保険金を支払う その他危険補償特約 損害の発生または拡大 場合)の事故による損害 + (A) 第1条(保険金 - を防止することができ = 損害の額 の額 を支払う場合) たと認められる額

(4) 第4条(保険金の支払額)(3)、その他危険補償特約(A)第4条(損害保険金の支払 額) (4)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)、その他危険補償特 約 (A) 第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) 、第6条 (包括して契約 した場合の保険金の支払額 およびその他危険補債特約(A) 第9条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この 保険金の支払額)の規定は、(2)に現定する貝担金を昇出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条(1)の規定中「別表2に掲げる支払限度額」またはその他危険補償特約(A)第8条(1)の規定中「別表1」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約ましたは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約によって支払われるべき合は、保険価額とします。)からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第25条(指害防止義務および損害防止。 止費用) (2) 本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとしま

第11条 (残存物および盗難品の帰属)

- 当会社が第1条(保険金を支払う場合) (1) および (2) までの損害保険金、または (4) の水 プラムはガネドス (保険业とスログ)が 言保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権 は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1条(保険金を支払う場合)(2)の損害保険金を支

払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条(損害保険金の支払額)(2)の費用を除き、 盗取の損害は生じなかったものとみなします。

- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条(保険金を支払う場合) (2) の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保 険の対象について被保険者が有する所有権をの他の物権を取得します。 ) (3) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(第4条(損害保
- 険金の支払額) (2) の費用に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引い た残額とします。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することがで

#### 第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の主旨に反しない限り、普通約款の規定を準用しま

#### 別表 1 他の保险契約等がある場合の保险会の支払額

別表	1 他の保険契約寺がある	場合の保険金の支払額	
	保険金の種類		支払限度額
1	第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金		損害の額
2	第1条(保険金を支払う 場合)(2)の損害保険 金	(1) 第3条(保険の対象 の範囲) (2) ④に掲 げる物	1回の事故につき、1個または1組ごと に100万円(他の保険契約等に、限度額が 100万円を超えるものがある場合は、これ らの限度額のうち最も高い額)または損害 の額のいずれか低い額
		(2) 上記以外の物	損害の額
3	第1条(保険金を支払う 場合)(3)の損害保険 金	(1) 生活用の通貨	1回の事故につき、1 敷地内ごとに20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		(2)業務用の通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を起えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		(3) 生活用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		(4)業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第1条(保険金を支払う 場合)(4)の水害保険 金	(1) ①の水害保険金	損害の額に70%(他の保険契約等に、縮 小割合が70%を超えるものがある場合は、 これらの縮小割合のうち最も高い割合)を 乗じて得た額
		(2)②の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200 万円(他の保険契約等に、ごの損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち長も高い額または保険価額に10%(他の保険契約等に、の損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額
		(3) ③または④の水害保 険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100 万円(他の保険契約等に、この損害に対す る限度額が100万円を超えるものがある場 合は、これらの限度額のうち最も高い額 または保険価値に5%(他の保険契約等に この損害に対する支払割合か5%を超える ものがある場合は、これらの支払割合のう ち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれ か低い額
		(4) 上記(2) と(3) の損害が同時に生じた 場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに200 万円(他の保険契約等に、1敷地内ごとの 限度額が200万円を超えるものがある場合 は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち 最も高い額)
5	第1条 (保険金を支払う場 け費用保険金	場合)(7)の残存物取片づ	残存物取片づけ費用の額

### (30) その他 6 降補 僧特約 (B)

#### 第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)(以下「普通約款」といい ます。) 第1条 (保険金を支払う場合) およびその他危険補償特約 (A) 第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害のほか、この特約に従い、次に掲げる事故によってこの特約の保険の対象につ

- いて生じた損害についても、損害保険金を支払います。 ① 保険の対象である建物に定着した板ガラス(以下「建物定着の板ガラス」といいます。)に生じ た破損(建物定着の板ガラスの破損に伴い生じたそのガラスに付属する枠・とって等の損害、その ガラスの取付費用およびそのガラスに文字・図画を書入れまたは施すために要した費用を含みま
- 破壊行為(被保険者に損害を与える目的をもって行われた第三者による行為をいいます。ただ し、その他危険補償特約(A)第1条(保険金を支払う場合)(1)③の暴力行為もしくは破壊行 為を除きます。

普通約款第1条(保険金を支払う場合)およびその他危険補償特約(A)第1条(保険金を支払 う場合)または①②の事故以外の不測かつ突発的な事故

(2) この保険契約に臨時費用補償特約(30%用)または臨時費用補償特約(10%用)(以下付帯されて いる特約を「臨費特約」といいます。)が付帯されている場合には、臨費特約第2条(臨時費用保険 金を支払う場合および支払額)の規定中、

「① 一般約款第1条(保険金を支払う場合)(1)および(2)

とあるのを、 一般約款第1条(保険金を支払う場合)(1)および(2)ならびにその他危険補償特約(B) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) ①および②

と読み替えて臨費特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、この特約に従い(1)①または②の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの 事故によって、損害を受けたこの特約の保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対 して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

- ) 当会社は、この特約においては、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)またはその他危険補償特約(A)第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、次に掲げる事由によって生じ た損害に対しても、保険金を支払いません。
  - 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触 (ただし、第1条(保険金を支払う場合) (1) ①の損害を除きます。) による損害
  - 第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損
  - 害 (3) 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防
  - ・ 大行後継承に必要な処置としてなされた場合を除さます。 または雑雄に必要な処置としてなされた場合を除さます。 ① 自然の消耗もしくは労化または性質による変色、変質、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはれずみ食い、虫食い等による損害
  - 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損
  - ⑥ 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分 に生じた損害
  - ⑦ 保険契約締結の当時、すでに保険の対象 (ただし、建物定着の板ガラスを除きます。) に存在 し、かつ、保険契約者、被保険者もしくは事業場責任者が知っていたまたは重大な過失によって知 らなかった瑕疵もしくは欠陥による損害
  - (8) 保険契約締結の当時、亀裂その他の瑕疵があった建物定着の板ガラスの破損または取付上の瑕疵 によって取付け後7日以内に生じた建物定着の板ガラスの破損による損害
  - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による 損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害 詐欺、横領、紛失または置き忘れによる損害
- 電気的事故または機械的事故による損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発 が発生した場合はこの限りでありません。
- が 盗難によって、この特約の保険の対象である商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。)について生じた盗取、損傷または汚損の損害
- (4) 物理的損壊を伴わない保険の対象の価値の下落、喪失、使用不能または機能の喪失による損害
- ⑤ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、
- ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の 対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (2) 当会社は、次に掲げる物について生じた第1条(保険金を支払う場合) (1) ③の事故の損害に対
- しては、保険金を支払いません。 ① ベルト、ワイヤロープ(エレベータのワイヤロープを除きます。)、チェーン、ゴムタイヤ、管
- ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧 器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀を除きます。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- コンクリート製・陶磁器製(碍子・碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または 器具
- ⑥ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ

#### 第3条 (保険の対象の範囲)

- 次に掲げる物は、この特約の付帯された保険契約の保険の対象には含まれません。
  - 建築工事中の建物、屋外設備・装置 据付工事中の機械設備・機械装置
- ③ 野積の動産

④ 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体およびこれらに記録されている情報 動·植物

#### 第4条 (損害保険金の支払額)

(1) 当会社が、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険 価類によって完めます

(2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれをこえる場合は、当会社は、保険金額を限度と し、前項の規定による損害の額から10,000円を差し引いた残額を、第1条(保険金を支払う場合) (1) の損害保険金として、支払います。

(3) 保険金額が保険価額より低いときは、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を、第1条(保険金を支払う場合) (1) の損害保険金として、支払います。

保険金額 = 損害保険金の額 +(1)の規定による損害 - 10 000円 × -

### 第5条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合) (1) ①または②の損害保険金の10%に相当する額を限

度とし、狭存物取片付け費用の額を同条 (3) の残存物取片付け費用保険金として、支払います。 (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき残存物取片付け費用保険金と 他の保険金との合計額が保険金額をよるときでも、支払います。

#### 第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用し

### (31) 支払限度額特約(普火契約・時価用)

#### 第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険証券記載の支払限度額設定単位(第4条(保険金の支払額)において「支払限度額 設定単位」といいます。)にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下 同様とします。)
- 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第 4条において同様とします。)

#### 第2条 (保険の対象の評価)

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者また は被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、評価した額(以下「評価額」といいます。)を保険 証券に記載するものとします。

#### 第3条(保険金額)

保険の対象である建物または設備・仕器等の保険金額は、第2条(保険の対象の評価)の規定によ る評価額に保険証券記載の付保割合 (第4条 (保険金の支払額) において「付保割合」といいま す。)を乗じて得た額により定めます。

#### 第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、(2) または(3) の規定によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただ 1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 保険証券記載の支払限度額を適用すべき額(以下「支払限度額適用対象額」といいます。) は、次 の規定によって算出した額とします。
  - ① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社がこの特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生 じた場合には、普通約款第4条(保険金の支払額) (1)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。
  - ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の価額に付保割合を乗 じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削 減します。
  - 、 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条の損害保険金を支払うべき損害が生じ た場合には、普通約款第4条(2)または(3)の規定によって算出した額を支払限度額適用対象 額とします
- (3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約、免責金額特約(普火契約・時価用)その 他の損害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定 にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金の額を支払限度額適用対象額としま
- す。 (4) この保険契約に臨時費用補償特約 (10%用) または (30%用) (以下これらを「臨費特約」といい ます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合 において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が 支払うべき損害保険金の額となったときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金と みなし、臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

#### 第5条 (保険の対象の価額の増加または減少)

- (1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備・仕器等について、次のいずれかに該当す る事実が発生し、それによってその保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。
  - ① 物件の取得
  - 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去 一部滅失および一部滅失後の修復(この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第 1条(保険金を支払う場合)の事故による保険の対象の一部滅失および一部滅失後の修復を含みま
- (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

- (3) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未 経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第 1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、保険の対象の一 部滅失によって保険金額が減額されるときまたは保険の一部滅失後の修復によって保険金額が
- 増額(損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。) されるときは除きます。 (4) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものと みなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第6条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- 第6家、保険の必要や計画または特計画のための言語が (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第5条(保険の対象の価額の増加または減少)(2)に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。 (2)保険契約者または被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合に
- は、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請 求します。
- (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第7条(保険金支払後の保険契約の終了)

(1) 当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合にお いて、第4条(保険金の支払額) (2) の規定による支払限度額適用対象額(特殊包括契約に関する ・特約、行保割合条件行実損払特約その他の損害保険金の第出方法を受する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定によって損害保険金として算出した額とします。この場 需されている場合には、などの特殊が必定によう、保険に保険が変して外出した確とします。ことが合うにおいて、免責金額移約(普火契約・時価用)またはこれに類似の特別が付常されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。)が1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規 定を適用します。

#### 第8条(他の特約の保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害 (普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。) に対しては、第4条(保険金の支払 額) の規定は適用しません。

#### 第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用し

## (32) 支払限度額特約(普火契約・新価用)

#### 第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険証券記載の支払限度額設定単位(第5条(保険金の支払額)において「支払限度額 設定単位」といいます。)にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下 同様とします。) ② 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第
- 5条において同様とします。)

#### 第2条 (保険の対象の評価)

建物または設備・代器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者また は被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額(以下「評価額」といいます。)を保険証券に記載するものとします。

#### 第3条 (保険金額)

保険の対象である建物または設備・介 器等の保険金額は、第2条(保険の対象の評価)の規定による評価額に保険証券記載の付保割合(第5条(保険金の支払額)において「付保割合」といいま す。)を乗じて得た額により定めます

#### 第4条 (損害保険金を支払うべき損害の額)

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として 支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生 じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な 修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、か つ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費 は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物 = 損害の額 がある場合は、その価額

#### 第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、(2) または(3) の規定によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただ
- し、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。 (2)保険証券記載の支払限度額を適用すべき額(以下「支払限度額適用対象額」といいます。)は、次 の規定によって算出した額とします。
  - ① 保険の対象である建物または設備・<sup>ル</sup>介器等に当会社がこの特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害がじた場合には、第4条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額に付保制合を乗 て得た額を支払限度額適用対象額とします。
  - ② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の再調達価額に付保割

合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条(保険金の支払額)(2)または(3)の規定によって算出した額を支払限度額適用対象額とします。

(3) 特殊色括契約に関する特約、付保制合条件付実損払特約、免責金額特約(普火契約・新価用)その他の損害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2) の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金の額を支払限度額適用対象額としま

す。
(4) この保険契約に臨時費用補償特約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨費特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき損害保険金の額となったときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

#### 第6条 (保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備 "ため" お客等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の再調達価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

- (2) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未 経週期間に対し日朝をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第 1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生した場合において、保険の対象の一部減失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部減失後の修復によって保険金額が増額(損害発生前の評価額に相当する額までの増縮分をいいます。)されるときは除きます。
- 4) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料額収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

第7条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

- (1)保険契約者または被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第6条(保険の対象の価額の増加または減少)(2)に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め無会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1) の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合に は、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請 求します。
- (3) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、 その保険料額収前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものと みなし、普通約款およびこの特勢の規定によって保険金を支払います。

第8条(保険金支払後の保険契約の終了)

(1) 当会社が普通彩新第1条 (保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条 (保険金の支払額) (2) の規定による支払限度額適用対象額(特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損払特約その他の損害保険金の負出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定によって損害保険金として算出した額とします。この場合において、免責金額等約(普欠契約・新価用)またはこれに類似の特約が付帯されいるときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。)が1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。なお、「保険価額」とは、建物または設備・一件器等が保険の対象である場合には、保険価額と関す。

が保険の対象である場合には、保険の対象の再調達価額とします。)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第9条(他の特約の保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害 (普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。) に対しては、第5条 (保険金の支払 額) の規定は適用しません。

第10条(準用規定)

**余(华用規定)** この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用し

ます。この場合において、保険の対象が建物または設備・<sup>10</sup> 器等であるときは、普通約款の規定中 「再調達価額から使用による消耗・経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、 通常の維持管理(**注1**)が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額 を限度」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

### (33) 長期保険保険料一括払特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款 (一般物件用)、火災保険普通保険約 款 (工場物件用) または火災保険普通保険約款 (倉庫物件用)をいいます。
未経過係数	当会社の定める長期保険未経過係数をいいます。

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されていると きに付帯されます。

① 保険契約者が保険料を一括して払い込むこと。 ② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

#### 第3条(保険料の返還または請求一通知義務の場合)

普大約款第9条(通知義務) (2) の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普大約款第20条(保険料の返還または請求・台知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率とのごと基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の単出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対応する未経過係数によって計算した保険料を返還または請求します。

#### 第4条 (保険料の返還-失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、普火約款第21条(保険料の返還-無効または失効の場合) (2)の 規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に 対し、未終過期間に対応する未終過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第5条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

普火約款第16条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、普火約款第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第6条 (保険料の返還-解除の場合)

・ 普火約款第8条 (告知義務) (2) 第9条 (通知義務) (2) もしくは (6) 、第18条 (重大事由による解除) (1)、第20条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)または火災保険普通保険約款(合庫物件用)第12条 (保険の対象の調査)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普火約款第12条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普火約款第24条 (保険料の返還-解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を設置した保険料を設置した保険料を対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を設置した保険料を対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を設置した保険料を対し、

#### 第7条(保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

#### 第8条 (保険料の返還-損害保険金を支払った場合)

普火約款第32条 (保險金支払後の保險契約) (1) の規定により保險契約が終了した場合は、当会社は、この保險契約が終了した日の保險契約の条件に基づき計算した保險料に対し、普火約款第1条(保險金支払う場合)の保險金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度(初年度については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。)を経過した以後の期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### (34) 長期保険保険料年払特約(普火・住火用)

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日 応当日から1年間をいいます。
年額保険料	この保険契約の各保険年度に対する保険料をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による 場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
猶予期間	次年度以降の年額保険料の払込みを保険料払込期日の翌日から保険料払込期日の属 する月の翌月末日まで猶予する期間をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款 (一般物件用)、火災保険普通保険約款 (工場物件用)または火災保険普通保険約款 (倉庫物件用)をいいます。
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。

② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

#### 第3条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は年額保険料を、次に定めるとおり払い込むことができます。

区分		保険料の払込み
	① 初年度の年額保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
	② 次年度以降の年額保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(2)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の体業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたと

きは、当会社は保険料払込期目にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第4条 (次年度以降の年額保険料の払込猶予)

当会社は、第3条(保険料の払込方法) (1) の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込みを猶予期間を限度に猶予します。

#### 第5条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険期間が始まった後でも、当会社は、第3条(保険料の払込方法)(1) ①の初年度の年額保険 料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき保険料払込期目の 属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生 じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) の規定にかかわらず、第2回目以降年額保険料の払込方法が口座振替による場合であって、 保険契約者がその年額保険料の払込みを育ったことについて故意および重大な過失がなかったとき は、当会社は、「保険料払込期目の属する月の翌月末日」を「保険料払込期目の属する月の翌々月末 日」と読み替えて(2)の規定を適用します。

#### 第6条(保険料の返還または請求および年額保険料の変更ー告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 普火約款第8条(告知義務)(1)または住火約款第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更日の属する 保険年度末までの各保険年度の年額保険料の差額については、普火約款または住火約款第20条 (保険 料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (1)の規定により、返還または請求し、変更 日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。
- (2) 普火約款第9条(通知義務) (2) または住火約款第10条(通知義務) (2) の危険増加が生じた ・場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、受ければした場合において、保険料率を変更する必要があるときは、会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額については、普火約款または住火約款第20条(保険料の返還ま たは請求-告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定により、返還または請求し、変更日の属する 保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- い、 I かけスポリョーペリッ や 盲 回 による 型 加 は で りっと、 こ の は 極 突 射 を 肝 に す ら こ と か で き ま す 。 ) (1) ま た は (2) の 規 定 に よ り 追加 保 険 料 を 請求 す る 場 合 に お い て 、 (3) の 規 定 に よ り こ の 保 険 契 約 を 解除 で き る と き は 、 当 会 社 は 、 保 険 金 を 支 払 い ま せ ん 。 こ の 場 合 に お い て 、 既 に 保 険 金 を 支 払 っ て い た と き は 、 当 会 社 は 、 そ の 返 還 を 請求 す る こ と が で き ま す 。
- (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故
- による損害については適用しません
- (4) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額については、普火約款また は住火約款第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により、 返還または請求し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。
- ) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約 条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約 に従い、保険金を支払います。
- (2) または(6)の年額保険料の差額について、当会社が追加保険料を請求した場合
  - は、保険契約者はその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。 (注)保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払

#### がなかった場合に限ります。 第7条 (保険料の返還および年額保険料の変更ー保険金額の調整の場合)

- (1) 火災保険普通保険約款(一般物件用)または住火約款第16条(保険金額の調整)(1)の規定によ り、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、変更日の属する保険年度末までの各保 険年度の年額保険料の差額について返還し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料 を変更します。
- (2) 普火約款または住火約款第16条(保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の 減額を請求した場合には、当会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額については、火災 保険普通保険約款 (一般物件用) もしくは住火約款第23条 (保険料の返還 - 保険金額の調整の場
- (2) または火災保険普通保険約款(工場物件用)もしくは火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第23条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定により返還し、その保険年度の翌保険年度以降、年 額保除料を変更します。

#### 第8条(年額保険料の変更-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社 はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

#### 第9条(当会社による保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が猶予期間内に年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、その保険料払込 期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条 (準用規定) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### (35) 保険料一般分割払特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義	
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。	

保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による 場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
次回保険料払込 期目	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されていると きに付帯されます。
- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。 ② この保険契約の保険期間が1年であること。

#### 第3条(保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことがで きます。

区 分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機 関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌宮業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- さは、当気社は、体験性が必適日にスツカ南体機性の私心のかのつたものとっなっとます。 (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座接替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日 が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込む べき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口 座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分 割保険料の保険料払込期目とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われ なかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第4条 (保険料領収前の事故)

- 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、 始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いませ
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の 属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生 じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ) (2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、 保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて放意および重大な過失がなかったとき は、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末 日」と読み替えて(2)の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する 月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に 対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。 (注)この規定
  - この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期目の属する月の翌月末日」を 「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属 する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含み

### 第5条(追加保険料の払込方法)

訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場 合において、当会社が第9条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求 したときは、次のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を 受領した場合で、追加保険 料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括 して当会社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料 を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まなけれ ばなりません。

#### 第6条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第5条(追加保険料の払込方法)の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契 ノ 奉シ来、5型が保管すべれた力は、の自止の甲田の外応または週刊申収の週刊の受頭によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条(の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の暫高保険約款に定める当会社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料額収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還 を請求することができます。
- (2) 第5条 (追加保険料の払込方法) の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき 期間が始まった後でも、同条2の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

#### 第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金

支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保 険金の支払を受ける以前に未払込保障料 (注) の全額を一括して当会社に払い込まなければなりませ

#### (注) 未払込保険料

分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料 がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引 いた貊をいいます。

#### 第8条(当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この 保険契約を解除することができます。
  - 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期目に払い込まれるべき分割保険 料の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、か つ、次同保険料払込期日までに、次同保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがな い場合
- (2) (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のい (1) ずれか早い日

#### (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期目または満期目のいずれか早い目

#### 第9条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当 会社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定 めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

### (36) 保険料大口分割払特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の音味は、それぞれ次の完義によります。

C TO THE TOTAL CT OF THE TOTAL CARREST		
用 語	定 義	
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。	
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。	
次回保険料払込 期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。	
口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。	
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。	
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。	

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

- の特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されていると きに付帯されます。
- 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- この保険契約の保険期間が1年以内であること
- この保険契約の保険料が当会社が別に定める額を超えること。

#### 第3条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことがで きます。

区分		追加保険料の払込み
	① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
	② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機 関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日 が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込む が短期日の腐りのプログロストロまくにの公とではない、体験では日本が足には、体験では日本ができた。 本会保険料も込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口 座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われ なかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第4条 (保険料領収前の事故)

- 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、 始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いませ
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の 属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生 じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であっ 保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったとき は、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末 日」と読み替えて(2)の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する 月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、こ

の保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に がたべき、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。 (注)この規定 この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を

「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属 する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含み

#### 第5条(追加保険料の払込方法)

訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合において、当会社が第9条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求 したときは、次のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を 受領した場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料 を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まなければ なりません。

#### 第6条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第5条(追加保険料の払込方法)の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契 約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条①の追加保険料を請求する場合において、この保険 が付けるを受け、 要料の普通保険的意味に対して、 要料の普通保険的意味に対して、 できるときは、当会社は、変更且から追加保険料額収までの間に生じた事故による損害に対しては、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還 を請求することができます。
- (2) 第5条 (追加保険料の払込方法) の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき 期間が始まった後でも、同条②の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対 して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、変更目から追加保険料領収までの間に生 じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

#### 第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金 支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保 険金の支払を受ける以前に未払込保険料 (注)の全額を一括して当会社に払い込まなければなりませ

#### (注) 未払込保険料

・ 分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引 いた額をいいます。

#### 第8条(当会社による保険契約の解除)

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この 保険契約を解除することができます
  - 保険料払込期目の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期目に払い込まれるべき分割保険 料の払込みがない場合
  - 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、か つ、次回保険料払込期日までに、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがな
- (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。 (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のい ずれか早い日
- (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

#### 第9条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当 会社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定 めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

### (37) 保険契約の継続に関する特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期目をいいます。

#### 第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、保険契約の継続について、あらかじめ合意がある場合に付 されます

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約は継続されるもの とします。以後毎回同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または 保険金額を変更する必要が生じたときは、この特約は失効します。

(2)(1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交

#### 第4条 (継続契約の保険期間)

1)継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。 2) (1) の規定にかかわらず、当会社と保険契約者の間に合意がある場合の継続契約の保険期間は、 合意に基づく年数とします。

#### 第5条 (継続契約の内容)

(1) この保険契約は、 (2) および別表に定める内容を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内 容で継続(注)されるものとします。

- (2) この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契
- 7. ニッパボススマルニの日本機対口医療管付わが19市 されていない場合しあっても、床機実約も分離就実 影の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。 (1) および(2) の規定にかかわらず、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限 当会社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することがあります。

(注) 同一の内容で継続 継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

#### 第6条 (継続契約の払込方法)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払 込期日までに払い込むものとします。

#### 第7条 (継続契約の保険料領収前の事故)

- (1) 保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険 料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりませ
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに継続契約の保険料を払い込んだ 場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しませ
- 、。)。 (2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき 保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から継続契 約の保険得頼収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。 (3)

### 第8条(継続契約の保険料領収前の保険金支払)

第7条(継続契約の保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、継続契約の保険料の払 込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険 契約者は継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

#### 第9条(当会社による保険契約の解除)

- 当会社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期目の属する月の翌 月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をも て、継続契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、継続契約の始期目から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第10条 (継続契約の告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項 (注) に変更があった 場合は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(1) の告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

#### (注) 告知事項

三流 ・ 普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項をいい、当会社が継続前に送付する書 面等によって確認する事項をいいます。

#### 第11条 (特約の失効)

この保険契約に、団体扱・集団扱特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解 除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力 を失います

#### 第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、継続契約については普通 保険約款および他の特約の「保険証券」は「継続証等」と読み替えるものとします。

#### <別表> 継続契約の内容(同一条件の例外)

	項目	更新の内容
保険料率 関連 連	当会社が、制度・料率 等 (注) を改定した場合	継続契約に適用される制度・料率等(注)は、継続契約の 始期日における制度・料率等(注)とします。

### (注) 制度・料率等

普通保険約款もしくはこれに付帯される特約または保険契約引受けに関する制度・保険料率等

### (38) 代位求償権不行使特約

この特約が付帯される普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人(注)に対して有 する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人 (注)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。 (注) 借家人

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人お よび転借人を含みます。

### (39) 抵当権者特約

#### 第1条(保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者がこの保険契約(その継続契約を含みます。以下同様とします。)による (() 保険金請求権をこの特約が付帯される保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特 おいた。 おかけ帯される保険契約により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権付債権の 額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

) (1) の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1) の支払限度額は、この保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から損害発生時にお ける優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

#### 第2条(通知義務)

- (1) 当会社は、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に定める保険契約者または被保険 者の義務の不履行があった場合においても第1条(保険金の支払)の規定により保険金を支払うもの とします。
- (2)抵当権者は、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手級を完了した場合を除きます。
- この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生によって危険増加(普通 保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定め られている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいい ます。以下同様とします。)が生じた場合において、抵土権者が、故意または重大な過失によって遅 滞なく(2)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知
- ・もって、この保険契約を解除することができます。 (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。 )(3)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、この保険契約の普通保険
- 約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生 した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金
- を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 ) (5) の規定は、(3) の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害につい ては適用しません。
- )。3)の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の 発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契金継載することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書画等において定めたものをい がりることが、さる範囲として保険を影響師の所に目まれが欠りりる音曲号にあいてた恋がためかいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。)(7)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、この保険契約の普通保険
- 約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第3条(保険料の返還または追加保険料の請求)

- (1)抵当権者が第2条(通知義務)(2)の通知をする場合およびこの保険契約の普通保険約款の保険料の返還または請求-告知・通知義務の場合に関する規定による当会社の保険料の請求に対し、保険 契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその追加保険料を支払わなけ ればなりません。
- (2) 抵当権者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、抵当権者に対し追加保
- 2) 独当権者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、独当権者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。。)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故 による損害については適用しません。

#### 第4条 (保険契約の解除)

当会社がこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは 保険契約者との合意によりこの特約が付帯される保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

#### 第5条(権利の譲渡)

- (1) 当会社が第2条(通知義務) (1) の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けま
- す。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。 ) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により 当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

#### 第6条 (この特約の失効)

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

抵当権者

## (40) 共同保険に関する特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

#### 第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれ ぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義 務を負います

#### 第3条 (幹事保険会社の行う事項)

- 第3条(幹事保険会社の行う事項)
   保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。
   ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
   ② 保険料の収納および受領または返還
   ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
   ④ 保険契約しの規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
   ⑤ 保険姿約定の規定の通知に係る書類等の受領およびその設定は保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡をしては消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、
  - の承認

  - の事認 ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等 ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査 ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領 り 損害の調査、損害の意定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全 ② その他①から②までの事務または業務に付随する事項

### 第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条(幹事保険会社の行う事項)①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

#### 第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受 保険会社に対して行われたものとみなします。

## 危険品級別表

分類	A 91 4- PA D		
	A 級 危 険 品	B 級 危 険 品	特 別 危 険 品
1. ガス		B-1 支燃性/酸化性/弱燃性ガス	S-1 可燃性ガス
常温、常圧においてガス状を示す物 質で支燃性・酸化性・可燃性のいず れかの性質を有するもの		可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス	それ自体が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス
		塩素,酸素,フッ素 等	アセチレン,エタン,塩化メチル,酸化エチレン,水素,石炭ガ   ス,硫化水素 等
2. 引火性液体 A	A-2 弱引火性液体	B-2 中引火性液体	S-2 強引火性液体
	1)引火点70℃以上200℃未満の液体 2)引火点200℃以上250℃未満の動植物油類	引火点21℃以上70℃未満の液体	引火点21℃未満の液体
点が測定されるもの	(1)鉱物油類:重油3種潤滑油等(2)化 学 品:アニリン,ドデカン等(3)混合物:印刷用インキ油性塗料等	(1)鉱 物 油 類: 重油 1種・2種灯油軽油 等 (2)化 学 品: デカンクメンスチレン 等 (3)混 合 物: ワニスエナメルシンナー 等 (4)動植物油類: テレビン油ショウノウ油,レモン油 等	(1) 鉱 物 油 類: ガソリン,ナフサ.原油 等 (2) 化 学 品: アセトンシクロペンタン 等 (3) 混 合 物: ラッカー,合成樹脂塗料 等
	(4)動植物油類:はっか油,芳油 等 A-3 弱引火性固体		
	1)引火点100℃未満の固体		
でセタ密閉式試験法によって引火	2)引火点100℃以上で発熱量34kJ/g以上の固体		
	<ul><li>(1)鉱物油類:アスファルト鉱ろう等</li><li>(2)化学品:ステアリン酸エイコサン等</li><li>(3)動植物油類:ラノリン松脂,牛脂等</li></ul>		
4. 酸化性液体		B-4 強酸化性液体	
物質内に酸素を有する無機不燃性 液体で可燃物と混触発火し激しく 燃焼し時に爆発するもの		可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急 速な分解・発熱を起こし易い不安定な液体	
		濃硝酸,発煙硝酸,濃硫酸,発煙硫酸,クロロスルホン酸等	
1.	A - 5 酸化性固体	B-5 強酸化性固体	S-5 激酸化性固体
固体で可燃物と混触発火し激しく	加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が 強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な 燃焼を起こす固体	加熱・衝撃に敏感で分解の恐れがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体 硝酸バリウム硝酸マンガン 等	加熱・衝撃に敏感で発火の恐れがあり、日光でも分解・   発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易く   なる固体
Q	硝酸ナトリウム,重クロム酸カリウム,過硫酸カリウム 等	明政ハリソム,朝政マンガン   守	塩素酸ナトリウム,塩素酸カリウム,過マンガン酸カリウム 等
6. 発火性・禁水性物質		B-6 発火性・禁水性物質	S-6 強発火性・禁水性物質
② 空気中でまたは水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または		自己の還元力による自然発火の可能性は低いが、水と の共存下では激しく反応し発熱するか、もしくは可燃 性気体を発生させる物質	自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反   応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物   質
[固体]		水素化ホウ素ナトリウム,生石灰,五塩化リン 等	(1)活性金属:リチウム,ナトリウム,カリウム 等 (2)カーバイド: 炭化アルミニウム,炭化カルシウム 等 (3)そ の 他: 水素化アルミニウム,リン化ナトリウム 等
7. 爆発性物質		B-7 反応性物質	S-7 高反応性物質
「物質内に酸素を有する可燃性物質 で加熱 衝撃により急速に発熱・分 解しまたある条件では爆轟する熱		自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を 起こす物質	爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火 すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する 物質
し		級燃導火線	(1)火 薬 類:黒色火薬ダイナマイト,カーリット 等 (2)化 学 品:過酸化ペンゾイル,ニトログリセリン,ピ クリン酸 等 (3)そ の 他:セルロイド 等
8. 易燃性固体 A	A-8 低易燃性固体	B-8 中易燃性固体	S-8 高易燃性固体
が大きい有機固体、水と接触し水素	着火性の低い有機可燃固体であるが、一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消失がいます。	水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量共 に高く、着火すると消火が困難になる固体	摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼 の過程で可燃性気体を発生させる固体
燃焼し易い合成樹脂類等	は容易に消せない固体 (1) 繊維・紙類: 鉄帯(線) 締めの綿花麻類 等 (2) 粉 末 類: 炭素粉末ポリエチレン粉末 等 (3) そ の 他: フォームスチレン 等	(1)繊維・紙類:綿花,ほろ,屑物類,油紙,油布 等 (2)金 属 粉 末:亜鉛粉末,鉄粉末,マンガン粉末 等	(1)金属 粉末: アルミニウム粉末,マグネシウム粉末, ジルコニウム粉末 等 (2)そ の 他: 硫黄,赤リン 等

## 地震保険普通保険約款 第1章 用語の定義条項

#### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未 満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1) の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の 費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額 は含みません。 (生活用動産の場合)
	生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって 当会社が告知を求めたものをいいます。 (注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およ びこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されている ものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることな く、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未 満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ 床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主 要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤 等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額 は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満であ る損害をいいます。 生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建
生活用動産	生品の用に供りる家具、 気服での他の生品に必要な動産をいいより。 たたし、 定 物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である 損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に 対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の 額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必 要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額 は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害を いいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって 保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未 満である損害または建物の幾失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ 床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主

	要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満であ る損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タン ク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供す る建物に限ります。
建物の主要構造 部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造 耐力上主要な部分をいいます。
	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の 支払額)(2) ①または②の建物または生活用動産について締結された地震等に よる事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条 (保険金の 支払額) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産につい て締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいま す。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

### 第2章 補僧条項

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対 象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保 険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じた ため、建物全体が居住不能 (注) に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- (注)一時的に居住不能となった場合を除きます。 (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水 (注1) ま たは地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の 一部損とみなして保険金を支払います
  - (注1) 居住の国に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等 (注1) 店はの用に供うる部がの床を超える皮外をいいます。なお、「床」とは、蛋敷または飲水寺のものをいい、上間、たたきの類を除きます。 (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。 (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除き

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、 保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または 埋が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損 害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体 の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産 の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保 険金を支払いません
  - 「保険契約者、被保険者 (注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または
  - ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が 受け取るべき金額については除きます。
  - ③ 保険の対象の紛失または盗難
  - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注3)
- ⑤ 核燃料物質 (注4) もしくは核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行 するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害 され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。 (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保 険金を支払いません

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1)この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の 対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのもの は、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。 ) 畳、建具その他これらに類する物 (3)

電気、通信、ガス、給排水、衛牛、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建 物に付加したもの

浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4)

(1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。 ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車 (注)

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額 (3) が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

商品、営業用一件器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のう 5、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。 (注)居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれませ

- ん。 (2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保 険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。 畳、建具その他これらに類する物
- 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専 有部分に付加したもの
- 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの(1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

- ) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または1 組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用 们 器・備品その他これらに類する物 (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

| 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。 )保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の

30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の

5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を腹皮とします。 (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、、 の保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の 保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5.000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円 ) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義) 第2項の地震保険

契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それをおいて保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社 は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用し ます。

① 建物

5.000万円または この保険契約の建物についての保険金額 保険価額のいずれ × -それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額 か低い額

② 生活用動産

1.000万円または この保険契約の生活用動産についての保険金額 保険価額のいずれ × -それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額 か低い額

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物 または戸室ごとに (2) および (3) の規定をそれぞれ適用します。 (5) (2) から (4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険

料を返還します。

(2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に

規定する限度額を差し引いた残額 (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によ って算出した額を差し引いた残額 ア建物

(2) ①に規定 × この保険契約の建物についての保険金額の合計額 \* それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額 する限度額

イ. 生活用動産

(2) ②に規定 × -この保険契約の生活用動産についての保険金額 する限度額 それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

(注) E) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転 しません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。 ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険

の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。 ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保

。 | 険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。 | 候険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その | 険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。。

)保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。 (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割 合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみな

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額 の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなしま

(3) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保 険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その 限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれ の保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみ なし、(1)の規定を適用します。 ① 専有部分

5.000万円または この保険契約の専有部分の保険金額 保険価額のいずれ × -それぞれの保険契約の専有部分および共用部分に か低い額 ついての保険金額の合計額

② 共用部分

5.000万円または この保険契約の共用部分の保険金額 保険価額のいずれ × -それぞれの保険契約の専有部分および共用部分に か低い額 ついての保険金額の合計額

③ 生活用動産

1.000万円または この保険契約の生活用動産についての保険金額 保険価額のいずれ × -それぞれの保険契約の生活用動産についての か低い額 保険金額の合計額

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の 専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居 住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに (3) および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険 料を返還します。

(3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に 規定する限度額を差し引いた残額

(4) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によ って算出した額を差し引いた残額

(3) ①に規定 × この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額 それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての する限度額 保険金額の合計額

イ. 生活用動産

(3) ②に規定 × -この保険契約の生活用動産についての保険金額 する限度額

それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

- (注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約
- の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。 (7)当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転 ません

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額 を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがあ
- (1) 地震保険法第4条 (保険金の削減) の規定により当芸社が支払うへき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、自法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。 (2) 地震保険法第4条 (保険金の削減) の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い募出された額を保険金として支払いま

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等と みなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

### 第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。 (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保 **険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いませ** 

第10条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正 確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大 な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

(2) に規定する事実がなくなった場合 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを 知らなかった場合 (注)

・ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき 損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契 約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに 限り、これを承認するものとします。

当会社が、 (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合また は保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを動めた場合を含みます。) (2) の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社 は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その 返還を請求することができます。

(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合に は、当会社への通知は必要ありません。
  - 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

保険の対象を他の場所に移転したこと。

①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事 項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合に は、当会社への通知は必要ありません。
- 1 当会立 の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用 部分の構造または用途を変更したこと。 ② 保険の対象を他の動所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。 (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事

項として定めたものに関する事実に限ります。

現として定めたものに限りる事実に限ります。 (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意 または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契 約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。 大場のは、1000円では、1000

- 発生した後になると指摘されています。 発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に 係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべ を損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
  - )(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する 建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用 部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合 (注) には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること ができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属

(AZ) 共用部別が信任の用に供されないなった場合とは、共用部別を代替するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいない。) (6) の規定による解除が第2条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、 (1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ってい ときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨 を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅

) 体内実力が耐かり放、数体ਲ付わり体験が分裂をは破り、3分目には、体所大が目またには破坏取目は、 滞なく、書面をもつてその目を当会社に通知しなければなりません。 通保験約款および特約に関する (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する 権利および義務を保険の対象の議受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象 の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりませ

(3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかか わらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転しま

第14条 (保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっ

て締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の 対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警 戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言 が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分につい

では保険契約は無効とします。 (注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条 (保険契約の失効)

(1)保障契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保障契約は効力を 失います

(A) よりのである。(A) なります。(A) なりまする。(A) なりまする。( より保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規 定を適用します。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社 は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

(1)保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保 

通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を 請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者ま たは譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をも

この保険契約を解除することができます。

- )、保険契約を解除することがらます。 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的と して損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこ
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認 められること

ウ. 反社会的勢力 (注) を不当に利用していると認められること。

- . 法人である場合において、反社会的勢力 (注) がその法人の経営を支配し、またはその法人の 経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場 合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団 準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ) (1) の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、 (1) ①から④までの事由が生じ 東王した区によるもし参加とからくち、水シが水に上がインラッ、ナービバラビナルラマ田がエジ た時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社 は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、 (2) の規定は、 (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被 保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第20条 (保険契約解除の効力)

#### 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます

#### 第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更す スプロス (日本現場) (1) により自りりれた内骨が事長と異なる場合において、保険行手を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険 料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間 (注) に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
  - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払 がなかった場合に限ります。
- かなかった物コに成ります。 ) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保 険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支 払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2 条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- ) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必 要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間 に対する保険料を返還または請求します。
- )(6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約 条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約 に従い、保険金を支払います

#### 第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効) (1) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料 を返還しません
- (2) 第14条(保険契約の無効) (2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、 当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたため に終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係) (2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第23条 (保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条 (保険全額の調整) (1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当 会社は、保険契約結結時に 遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 (2) 第17条 (保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第25条 (保険料の返還-解除の場合)

(1) 第10条(告知義務) (2)、第11条(通知義務) (2) もしくは(6)、第19条(重大事由による解除) (1)または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定 により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した 保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合 には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し その残額を返還します。

### 第26条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。 (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所 在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調 金することもしくは一時他に移転することができます。

  (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) の規定に違反した場合は、当会社は、それ
- によって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第27条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生お 上が拡大の防止に努めなければなりません。

#### 第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社 が求めるものを当会社に提出しなければなりません。 保険金の請求書
  - 損害見積書
- その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また (3) は証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の
- (大理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
- ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事 情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族 (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。 この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりませ
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、 (3) もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもし くは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い

### 第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必 要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。 ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発
  - 生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失
- 効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無 ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償 請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額 を確定するために確認が必要な事項
  - (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。 (注2)保険価額を含みます。

- (注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。
- (2) において定める終了に限ります。?
  (2) において定める終了に限ります。?
  (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて次に掲げる日数(注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  ① (1) ①から②までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜索
  - 査・調査結果の照会(注3) 180日
  - (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90目
  - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤まで の事項の確認のための調査 60日
  - ④ 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によっ て被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の 損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項
  - の確認のための調査 365日 (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本 国外における調査 180日 (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします

- (注 3) 年級上活「昭和92年法律第205号)に基づく照会をの他法令に基づく照会を含みます。 (注 3) 弁護上法「昭和22年法律第205号)に基づく照会をの他法令に基づく照会を含みます。 ) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由な その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間につ

いては、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、 (1) から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

#### 第30条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第31条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
  - 被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合
- 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権とした場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権とした。
- た債権よりも優先して弁済されるものとします。 (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使なら びにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合に おいて、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第5条(保険金の支払額) (1) ①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保 険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 【保険の別募または保険の別募を収拾する運動が区が別市建物との3両目(2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。
- (3) (1) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

#### 第33条 (付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約 も同時に終了するものとします。

#### 第34条 (保険契約の継続)

- (1)保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。
  - (注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条(保険責任の始期および終期) (3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを 適用します。

#### 第35条 (保険契約者の変更)

- 第35米、「保険契約額益の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款 および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険 の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、 承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとしま。

#### 第36条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第38条 (進拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表 短期料率表

毎期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
15日まで	 15
1 か月まで	 25
2か月まで	 35
3か月まで	 45
4 か月まで	 55
6か月まで	 70
8か月まで	 80
9か月まで	 85
10か月まで	 90
1年まで	 - 100

### (1) 長期保険保険料払込特約(地震保険用)

第1条(保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定 にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対 し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対応する別表に掲げる未経過料率係数を 乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 をいいます。

第2条 (保険料の返還-失効等の場合)

- お2来 (保険村の<u>級選</u>ーズ<u>の</u>)等の場合1 (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基本さき計算した保険料を 算した保険料に対し、未経過期間に対応する別数に掲げるよ発過料率係数を乗じて計算した保険料を 返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定によりこの保険契約が 終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条 (保険料の返還 無効、失効等の場合) (4) の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に 未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

・地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額 を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の 規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保 険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗 じて計算した保険料を返還します

第4条 (保険料の返還-解除の場合)

・地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19 条(重大事由による解除) (1) または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場 された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過 料率係数を乗じて計算した保険料を返還します

第5条 (保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還-保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条 (保険金支払後の保険契約) (1) の規定により保険契約が終了した場 合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震 保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年 度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還 します。

(注)保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の 規定を準用します。

#### 別表 未経過料率係数表

経過年数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
経過月数	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	23%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	35%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	71%	51%	31%	12%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	89%	69%	49%	30%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4 %	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4 %	68%	35%	3%	76%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	74%	49%	25%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

### (2) 自動継続特約(地震保険用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
クレジットカー ド	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

第2条(自動継続の方法)

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月の10日までに保険契約者または当会社か ら別段の意思表示がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の 申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間 が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始目以外の時にこの保険契約を付帯したと きは、1年とします。

- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超 えないものとします
- (3) この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。
- (4) この保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約が付帯されていない場合であって も、保険契約者が継続契約の保険料をクレジットカードにより払い込むときは、継続契約には同特約 を付帯するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払込むものとします。 (2) 保険契約者が、継続契約の保険料について、保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込み を怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による
- 損害に対しては、保険金を支払いません。 (3) (1) および (2) の規定に関わらず、保険料の払込方法を定める他の特約が継続契約に付帯され ている場合は、その特約の規定に従います。
- 第4条 (保険料不払の場合の失効)
- (1)継続契約の保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、当会社に払込まれない場合は、 保険契約は払込期日に遡ってその効力を失います。
- (2) (1) の規定に関わらず、継続契約に初回保険料口座振替特約が付帯されている場合で、保険契約 者が継続契約の保険料の払込を怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当会社 は、「保険料払込期日の属する翌月末日」を「保険料払込期日の属する翌々月末日」と読み替えて (1) の規定を適用します。

第5条 (継続契約の保険証券)

継続契約については、場会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しない。 、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条 (保険料率改定による保険料の変更)

の保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された目以後第2条 (自動継続の方法) の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

第7条(特約の失効)

この保険契約に、団体扱・集団扱特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解 除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力 を失います

第8条 (地震保険普通保険約款との関係)

- (1) 第2条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)および第11条 (通知義務) (2) の効力を妨げないものとします
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款およ び付帯される特約の規定を準用します。

### (3) 抵当権者特約(地震保険用)

第1条 (保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者がこの地震保険契約 (その継続契約を含みます。以下同様とします。) による 保険金請求権をこの特約が付帯される地震保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の者 (以下「抵当権者」といいます。) に、地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険 金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、 この特別が付帯される址震保険契約により保険金として支払うべき額をその損害が生じた時における その抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。
- (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この地震保険契約の保 険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普 通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他 の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

第2条(通知義務)

- (1) 当会社は、地震保険普通保険約款第11条 (通知義務) (1) に規定する保険契約者または被保険者 の義務の不履行があった場合においても、第1条(保険金の支払)の規定により保険金を支払うもの
- (2)抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条 (通知義務) (1) のいずれかに該当する事実の発生を 知の記憶合は、連絡では、単独では、当然では、当然では、 知のためは、連絡を完了した場合を除る主なは、 、ないでは、保険要約では、 、ないでは、 は、 のでは、 のでは
- いて、抵当権者が故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の規定による通知をしなかったとき

- は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができま
- 、。 。 (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。 (4)
- (5) (3) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の事故による保険 金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条(保険契 約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害に対しては、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定は、(3) の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害につい ては適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】 (7) (3) の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条(通知義務) (1) の事実の発生に よって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当 会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (7) (3) の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条 (通知義務) (1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供きれなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。
- (8) (7) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険 金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条 (保険契 約解除の効力) の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条 (通知義務) (1) の事実が生じ 利用時の別別の規定にかかわらり、地震体険音通体映射制第11条(週刊報告)(1) の事夫が生した時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険制兼2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第3条(保険料の返還または請求)

- (1) 抵当権者が第2条(2)の通知をする場合および地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定による当会社の保険料の請求に対 し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わ なければなりません。
- (2) 抵当権者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注)当会社が、批当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払が
  - なかった場合に限ります。
- なかった場合に限ります。 なかった場合に限ります。 (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたと きは、当会社は、その返還を請求することができます。 (1)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震 保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

#### 第4条 (保険契約の解除)

3.7. (下級大町が所除) 当会社が速震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯される地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

#### 第5条 (権利の譲渡)

- (1) 当会社が第2条(通知義務)(1)の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払っ た保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません) (1) の場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により
- 当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

#### 第6条 (この特約の失効)

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。